

想を比較せんとす。根本思想の範圍は比較的のとなるが故に其最も根本的なるものより順次に枝葉的なるものに移らん。

### 根本思想の比較

#### 其一 本體學的立脚地

兩哲學は共に本體學的立脚地の上に立つ者なり。其の共通基礎の上に於て如何に相ひ異同するかと云ふに易は二元氣を以て本性となす。而してピタゴラス派は數(quadrate)を以て本體となす。是れ根本的の差なり。

ピタゴラスの數は其の内容の如何に關せず哲學上の數の意味を脱すること能はず。然るに易の一元氣は決して數の意味を帯びず。故に兩哲學は本體學上の根本原理に於て全く相異なるると謂ふべきなり。

次に兩根本原理の内容に就て異同如何を見むにピタゴラスの數は現象の本性(Wesen)なると同時に模範(Vorbild)なり。然るに易の二元氣は現象の實質を構成する者なり。此の點に於ても亦兩者相ひ異なりとなす。

次にピタゴラス派は右の次第により易哲學よりも一層本體學的なりと謂ふことを得べし。換言すれば近世哲學に所謂本體の意味に近似せりと謂ふべし。殊にピタゴラスは一といふとに重きを置き、一元論の意味もあれども、易は二元論なり。一元論の意味もあれども寧ろ二元論を以て當れりとす。

#### 其二 宇宙論

宇宙論の點に於て天地開闢説は易の最も得意とする所なり。陰陽二種の氣あり、四時を生じ、天地山澤風雷水火の八象を生じ、一切現象を生ず。是れ不可解の所なりと雖も、社會の傳説として存せる者なり。寧ろ支那に普通の説といふべきなり。繫辭傳之を述べて曰く

是故易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦。八卦定吉凶。吉凶生大業。上第是れ一元論なれども、後世の説なるべし。殊に太極といふのみにて如何なるものか何等の内容を有たしめず。殊に言語上の統一を主としたるものなり。然るにピタゴラス派は全く天地開闢の説を欠けり。是れ亦兩哲學の相ひ異なる所なり。ピタゴラス派は一を以て根本原理となす。故に宇宙を靜的に觀察せり。數は宇宙

現象の順序を規制する原理たり。本来ピュタゴラス派が數を唱導するはルウィス氏の證明せしが如く思想の錯誤なり。一物體の色彩硬軟は之を變せしむべきも其の一たるは即ち變せしむ可らざるなり。一物體を等分し更に分々するも片々一個なる特徴を存し此の特徴たるや渝ることなきなり。二個の物あり。是れ一個と一個との關係なり。二は即ち一と一との關係なり。三個の物體あり。亦一個三の關係なり。三は即ち一の二と重なりたる者に外ならず。以上皆同じ。然かも二個は其れ自身に於ては又一なり。三個も亦同じ。是の故に一なる數は根本にして一切の數を包含する者而して一切の現象は皆數的關係にある者なりとなり。ピロラヲ

*Kai panta ga man ta gignoskomena arithmon echont*

即ち一切萬物は數に因りて千係せられ居るとなすなり。然かも又曰はく、

*en ayta rouson*

即ち「一」によりて萬物の千係は成立し居るとなすなり。

易の現象の區別に對する說如何と云ふは易は其の陰陽の思想より進み物象

にまれ進動にまれ、皆陰陽によりて司配せらるゝ者となせり。即ち日月あり、寒暑あり、晝夜あり、男女あり、君臣あり、禍福ある如きは是れ也。斯く陰陽相對の思想はピュタゴラス派に於ても亦之を發見すれどもピュタゴラス派に取りては寧ろ枝葉的のことに屬す。尙後に至りて之を述ぶべし。兎に角易は一切現象は陰陽によりて司配せられ居る者となすなり。繫辭傳に云はく、

一陰一陽之謂道。

要之。一は數によりて宇宙の法則を見むとし一は陰陽によりて之を見むとす。是兩哲學の相異なる所なりと謂はざる可らず。



又次ぎに易に在りては宇宙間の自然現象に就て天地山澤風雷水火の八者を以て根本となし、然も此八者は易哲學の最重要點なりとす。八者を累ねて六十四卦となし、以て人生を解せんとす。八卦なくんば易見る可らず。此の中心より上に溯り陰陽太極の思想を發見すべく下に降りて六十四卦三百八十四爻の思想を發見すべきなり。

竊てピュタゴラス派の哲學を見るに數は一切現象の本性にして、一切現象の規

則也。天文より音楽に至る迄皆然らざるなし。ピタゴラス派は数の觀念より一切を説明せんとす。此の點に於ても兩哲學は相ひ異なりとなさざる可らず。

易に於ては太極は一元氣にして客觀的に假定せられし者なり。是れ易の教義にして思想錯誤より來りし者にあらず。此の一元氣は徹頭徹尾形而下なりや。是れ大疑問なり。若し形而下とすれば太極生兩儀、兩儀生四象と言へるとききの四象は何物を指すか。兩儀は何物を指すか。又形而下ならざる可らず。四象は宋の邵康節の説に據れば水火土石なり。今暫く之を措く。兩儀の陰陽たるに至りては疑ふ者なし。陰陽果して形而下なるか。一陰一陽にあらざるなく、一大極にあらざるなし。然らば太極は必ずしも形而下にあらず。必ずしも抽象的にあらず。不確實なりと謂はざる可らず。支那日本に於て氣なる者は形而上にあらず。形而下にもあらず。一種不確定の意味に於て用ひられ居れども、古人は嘗て之を疑ふ者あらず。社會的傳説之をして然らしめしなり。邦俗に云はく、人の氣が残ると、又云はく草木は天地の氣より生ずと、是れなり。易の根本假定たる太極陰陽も之れと同一なる者なり。

要之兩哲學は共に其の根本思想に於て不確實なり。是れ古代研究の到らざることと術語の欠乏せしとの致す所なり。

終りに臨むで一言すべきは数の觀念なり。易は數なりとは易を解せざるもの言なり。易に付て數を言ふの必要なし。然るにピタゴラス哲學に於ては始めより數を言はざる可らず。是れ又相ひ異なる點の一となすべきなり。然のみならず易の陰陽兩畫は便利のためにせる符號にして之を廢し陰陽の文字を以て之に代ふるを得べきなり。例へば  の代りに陽陽陽と言ひ  の代りに陰陽陰と云ふべきが如き是れなり。

以上の諸點に於て兩哲學は然かく相ひ異なるも又他の一方に於ては酷似せる者あり。宛然相ひ借用すべき如き感あらしむ。

### 第七節 淘宮術

淘宮術は横山丸三翁の創造せし處なり。其說易と關する所少なし。然れども一應讀者の誤解を防がんため、此に述べんと欲す。淘宮術は十二支を以て根本となす。即ち十二支を動物に配當し併せて、其の陰陽消長の意味を取り、之を以て人生に應用し、人性を決定し、精神を修養せんとするなり。先づ十二支の性質を論ずるものを引用せんに左の如し。

#### 一、子 滋

其形 小さく

其色 薄く淡し

其心 至て吝嗇にして恥多し

其病 筋つまる濕氣強く中風なり福祿多く官薄し

此氣は福祿充滿するの氣也諸願成就門入婚禮店開き轉居旅行掛合始め吉なり船乗は宜しからず。

#### 二、ケ 結

其形 大きく

其色 黒し

其心 守るを至て堅固なり。

其病 隔症瘡毒胸にたへずる病深し。

福祿薄し。この氣は萬物中道にとごこほり上へ發せず下へ通せず然れ共破れなし婚禮は吉なり水邊よろしからず。

#### 三、エ 演

其形 頭小さく丈細く高し黒し。

其色 黒し。

其心 猛き氣あり又威す氣あり。

其病 手足の筋つまる(其他略す以下做す)

#### 四、ホ 豊

其形 大きくして肉滿る。

卯

其色 青し。

其心 豊かにして又静かなり。

其病 足重く水氣あり。

五、フ奮 ● 辰

其形 大きく肉少なく筋骨高し。

其色 青し。

其心 外へ發して怒氣強し但し長命なり。

其病 筋つまる濕毒眼病又亂心あり余官福祿破る。

六、ト止 ○ 己

其形 小さくして至て美麗なり。

其色 黄なり。

其心 嫉妒深し。

其病 勞症鬱癢あり其外無病。

七、コ合 △ 午

其形 大きく肉満る。

其色 赤し。

其心 あいし易くして亦はなれ安し。賑なるを好む。

八、ロ老 △ 未

其形 小さく。

其色 白し。

其心 叮嚀にして曲ることを好まず奇麗好なり。又一藝に達するの氣あり。

其病 勞症鬱積逆上頭痛有り福祿薄し。

この氣は門入旅行婚禮は吉なり。

九、クワ緩

其形 大きく肉あり。

其色 薄赤し。

其心 世話事を好で辛苦絶へず又衆人と和せず。

其病 眼病逆上耳聾難産あり。

一〇 ダ 墮 △ 酉

其形 小さく。

其色 白し。

其心 智慧深くして人を謀る貴き事大なる事を好んで身を破る。然れ共諸藝に達すること器用なり。音聲清し。

其病 逆上悪血腫物眼病難産あり。

一一、レ 煉 ● 戌

其形 小さく。

其色 光澤なくして白し。

其心 内へ怒る氣強くして疑る故意地悪し然れ共義を保つ自分勝手にして長命なり。

其病 せむし眼病悪血又亂心あり官福祿破る。

一二、ジ 實 △ 亥

其形 大きく中肉なり。

其色 黄なり。

其心 脇ひら見す一途なり。

其病 腰より以下水氣を貯ふ故に腰冷へ足痛み引つる事あり。

其の性質を論ずるものは何れも動物の性質、形状に關係ありと謂ふべきなり。其の福祿の多少、諸願の成否をいふが如きは信憑するに足らざるなり。而して人間の生れたる日月年を以て小輪中輪大輪と言ひ、各十二支の何れかに當るなり。人性を以て三者の綜合となすなり。是れ以上は洵宮術其者の範圍内に入るが故に今述べず。要するに易と直接に關係することなく但だ陰陽思想に於て間接に關係すといふべきのみなり。

### 第八節 星占術

星占術は西洋に於て多く行はるゝものなり。日月の運行、五星の轉移等より以て人生の凡百方面を決定せんとするものなり。限本有尙岳の天文に依る運命豫想術に云はく、

疾病には主として日の座相を考へざる可からず、若し月が種々なる曜一  
 悪座相に依りて犯され、毫も他曜の好座相に依りて援を受くることなきと  
 きは、健康は不定にして、往々病感の犯す所たらむ、月若し好座相を保ち、毫も  
 犯さるる所なくば健康は好く固定して各種の疾病を免れむ。

本間に關してなすべき必要なる考察は、既に日及び體質に關して述べた  
 る所に同じ、但し日に代へて月を用ふべきのみ、何となれば、日は人間の生々  
 の儀を管理するなるに、月は機能の力を管理す、日は生得又は遺傳の病感を  
 表示するなるに、月は生後の原因に依りて起る所のものを表示すればなり、  
 之と同様に、日は身體に必隨する病感を表示するなるに、月は之に偶發する  
 所のものを表示す。(第三章)

トレメ曰く。

水星は理性的魂の主宰者にして、月は動物的魂の主宰者たり、惟ふに其の  
 意義たる水星は心性の能力(知性)に干與し、月は腦の機能に干與すとの謂な  
 ること疑ふ可からず、心性の資質中には特に人間に屬するものと又人間及

他の動物に共通なるものとあり、後者は月の管理に屬し、理性は主として水  
 星の管理に屬す、是故に本人の心的賦性及氣稟の判斷を爲すには月及水星  
 の位地と座相とを考へざる可らず。(第四章)

余は此簡單なる引用を以て満足し、但だ讀者をして星占術の易と異なるもの  
 を暗示せしむるに止めんとす。支那に七曜の説あり、史記天官書に詳かなり、其一  
 説を録せんに左の如し。

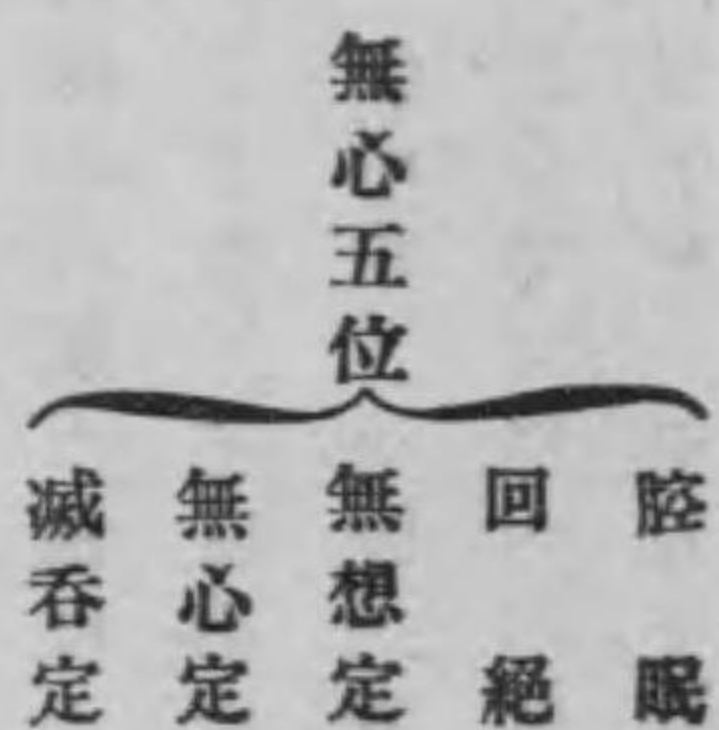
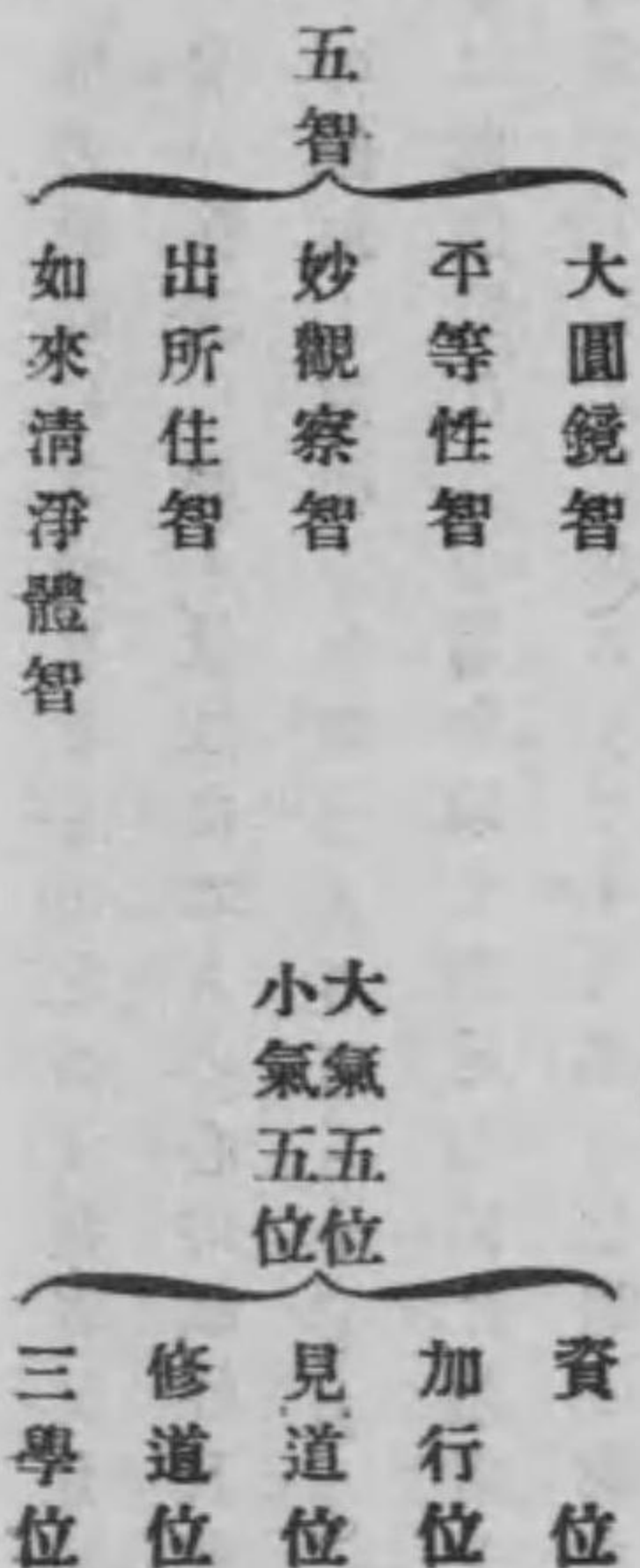
日月の行を察して以て歳星の順逆を揆る。曰はく東方の木は春を主る。日は  
 甲乙。義失するものは罰。歳星に出づ。歳星の贏縮は其の舍を以て國に命く。在  
 る所の國は伐つ可らず。以て人を罰すべし。其の趨舍して前むを贏と曰ふ。退  
 舍するを輸と曰ふ。贏する時は其の國兵ありて復せず。輸する時は其の國憂  
 へありて將亡ぶ。國傾き敗る。其の在る所には五星皆從て而して一舍に聚る。  
 其の下の國は義を以て天下を致すべし。云云

此れ以上引用の必要あらざるべく、要するに天文と人間との關係を主とするも  
 のにして、易と直接の關係あることなきなり。但だ史記天官書の説も日月五星の

状態に由て以て歳の豊凶其他をトせんとするは明かなり。

### 第九節 易と佛教

智旭周易禪解を著し、禪を以て易を解す。猶ほ王弼の老子を以て易を解せるが如し。又一見解なり。然れども佛教と易との關係を求むるはピタゴラスとの比較以上に於て何等關係なきものを強ひて比較するの誹りを免れず。故に吾人は一般に之を比較することを止む。但だ佛家の書中に疑はしきものを取りて以て之を辨す。即ち禪家所謂正偏五位の説是れのみ。元來五の字は佛家に於て多く用うる所。曰はく



而かも皆其の相互關聯をいふ。今五位も亦真如と修養とを五方面より觀察したるものなり。偏正五位説の釋にいはく。

夫れ五位なるものは當さに先づ正偏は是れ何の義なるやを解し而して以て其中自ら回互等の宗あることを知るべし。正とは他なし。唯一切諸法畢竟解脱して分別の解する能はざる所なるを以てなり。凡そ言辭の相性皆非にして本來不動の住位なり。是故に不動の位を假りて以て用て正と名づく。偏とは亦別なし。唯諸法畢竟解脱の性相、生佛迷悟等の法、逢ふ所皆是れなり。是故に傍位を假りて以て用て偏と名づく。蓋し一究竟に於て此の二法あり。諸法の常に寂なるを言へば則ち一切盡く正なり。常寂の諸法を言へば則ち一



切盡く偏なり。是れ則ち靈源支派互に主賓たるの關鎖なり。正偏の二字は則ち究竟の所に付いて見る方面を異にすといふべきのみ。偏正五位とは正中偏、偏中至、正中來、偏中正、兼中到をいふ。

一、正中偏 即ち本體界其の儘をいふなり。

二、偏中正 本體を變化より見ていふの名なり。

三、正中來 修業の工夫にして無念無想の域に達し、然る處精神をして靜かに萬象を顯現せしむるをいふ。

四、偏中至 現象界に居りて能く、無差別平等の域に遊ぶをいふ。

五、兼中來 正偏を兼ねて自らの心が其儘本體界に會致するをいふ。

洞山禪師の頌に曰はく。


正中偏 一三更初夜月明前、莫怪相逢不相識、隱々猶懷舊日妍。

偏中正 一失曉老婆逢古鏡、分明賣面別無真、休更迷頭還認影。

正中來 一無中有路隔塵埃、但能不觸當今諱、也勝前朝斷舌才。

偏中至 一兩及交鋒不用避、好手猶如火裏蓮、宛然自有冲天氣。

兼中到 一不墮有無誰敢和、人々盡欲出常流、折合還歸炭裏塵。

此の如き偏正五位説は達磨十一代の法孫洞山禪師の作と稱せらる。禪家に於いては最も珍重する所なり。而かも易と關係あるにあらず。單に易の卦形を假りたりといふに別ならざるなり。乃ち  の卦形に付いて説明するのみ。即ち六爻にありては内外各々三爻とす。三の中を以て正となす。上下を偏となす。陽爻の陽位に居るを正とし、陰爻の陰位に居るを正とす。之れに反する時は偏たり。離の六爻は乃ち初二三皆正にして四五六皆偏なり。六二は正中なり。六五は中なれども偏なり。

### 第十節 易と近世哲學

周子の太極圖説が易と關係するは第一編に於て述べたる如し。易の思想は支那一切の哲學を通じて殆んど影響せざるなく、乃至一般に支那の哲學者は之を以て其の根本思想となしたるものなり。漢代班固の白虎通の如き、既に陰陽によりて。人性の限らるゝことを述べたり。其他今一々擧げず。只一般に陰陽思想の根

本的なるものを擧げんがため、之を茲に張橫渠の陰陽論を示めさんとす。

張子は一元なる氣を假定し、其の中に清濁の二部を區別し、是を以て陰陽となせり。而も陰陽に付ては從來の思想を應用し、陰は靜かにして、陽は動き、陰は凝集的にして、陽は發散的のものとなせり。而して宇宙の現象は皆陰陽兩者の結果ならざるはなし。乃ち周易の陰陽兩者を以て、一切萬物を説明せるが如く、天地もまた陰陽二氣の作れる處なり。其の言に曰はく、地は純陰にして内に凝集す。天は浮陽外に運施して極まらざるものなり。日月五星、天に逆らつて立てり。并に地に包まるゝものなり。地は氣中にあり、天に隨つて左遷すと雖も、其の繁く處の晨象、是れに隨つて遅れば、即ち却て移り徙りて、右するなりと。之れ即ち天も動き、地も動くとなるの説にして、天地共に動くの説なり。而かも其作用は、實に陰陽二氣の作用によるものなり。又地球上二氣の絶へず昇降しつゝある事を説明し、氣に昇降あり、日に脩短あり、地は凝集不散のものなりと雖も、然るに二氣は其の間に昇降し、相從つて止まざるものと云へり。

晝夜寒暑海水潮汐の如きは、皆陰陽二氣の作用するに、外ならずと爲すなり。又

雷雨の如きも、陰陽二氣の作用に依つて起るものなり。曰はく、陽の性は發散す。陰集まれば、陽必ず發散す。陽が陰の爲めに累はるゝ時は、相持して雨となつて降る。陰陽の爲めに碍らるゝ時は、即ち飄揚として雪となつて昇る。故に雲物太虛に班布するは、陰陽の爲めに驅られて歛聚して、未だ散せざるものにして、凡そ陰氣凝集して、陽内にあるもの出づる事を得ざれば、奪撃して雷霆となる。

是れ等は一二の例なるも、他の一切現象も、亦皆是れと同様の作用に依つて起り來るものなり。陰陽論の要旨は即ち茲に存す。易の陰陽思想が次第に淘治せられたるは實に此の如し。邵子の如きは陰陽の説明に於ては最も詳かなり。則ち陰陽四象、八卦を以て宇宙の法則となせる如き、或は揚慈湖已易の如き、何れも易のみを以て自己の哲學となせるものなり。廣く易を解する者は易を以て唯一の哲學となし、他に眞理の求むべきものなしとするは、此れにて明かなり。此れに就いては猶吾人の來年を期して出版すべき東洋哲學大全に就いて参考せらるべし。

### 第六節 八卦六七八九の數

唐の僧一行は乾を以て九となし、坤を以て六となし、震坎艮を以て七となし、巽離兌を以て八となせり。此れ乾三を得るには第一表の如くにして過揲三十六を得、坤は第二表の如くにして過揲二十四を得、其餘は過揲二十八にして少陽三十二にして少陰なればなり。(易纂)

其意は三變にして老陽老陰少陰少陰を決し得るが故に、八卦に老少の別ある以上は三變の數即ち六七八九にて表はし得べしとなすにあり。

- 第一變五
- 第二變四 乾
- 第三變四
- 第一變九
- 第二變八 坤
- 第三變八

易の説を論ずるに當ては自然の理に訴へざるを得ざる者なり、古文の微すべき者あれば之によるは當然のとなれども然らざる時は之を理論に訴ふるも亦拒む可らざる者あり。朱子が自己の掛扞説を主張せし如き、全く想像に出づ。而して來知徳が卦象を論ずるも之を臆に取る者少しとなさす。

## 第三編 占筮論

### 第一章 占筮法

#### 第一節 緒論

順序より言へば擘頭第一に占筮の原理を述べて然る後占筮の方法に及ぶべきなれども初學の解し易からんことを欲し、先づ其方法を述べ、然る後其原理に及ばんと欲す。恰も先づ事實を示めして而して後に之が説明を試みんとするが如し、初學者は先づ親ら筮竹を手にして此方法に習練し、然る後占筮の原理を知らんとに努むべきなり。古へより占筮の存在せしとは書經に龜從筮從の文あるを以て見るべきなり。其の方法の書物に見はれたる者は繫辭傳を以て最古とあす。上繫第九章に曰はく、

大衍の數五十、其の用四十有九、分つて二と爲し以て兩に象る。一を掛けて以て參に象る。之を揲るに四を以てし、以て四時に象る。奇を扞に歸して以て閏に象

る。五歳再閏。故に再劫して而して後掛く。天の數五、地の數五、五位相得て各合ふとあり。天の數二十有五、地の數三十、凡そ天地の數五十有五。此れ以て變化をあらして鬼神を行ふ所以あり。乾の策二百一十有六、坤の策百四十有六。凡て三百有六十。期の日に當る。二篇の策萬有一千五百二十。萬物の數に當る。是の故に四營して易を成し、十有八變して卦を成し、八卦して小成す。引いて之を伸べ、類に觸れて之を長ず。天下の能事畢る。道を顯かにし、德行を神にす。是の故に與に酬酢すべく、與に鬼神を祐くべし。

後世占筮の法を説く者は、皆之を以て準據となす。此の文によれば、筮法は四時間等を計算し、過去の曆數の進路を追ひ、以て未來の現象に至らんとする者あるを見るべきなり。

掛とは初めに掛けし一本をいふ。奇は四つづ、數へて餘りしものないふ。掛は常に一なれども奇の數には四種類あり。過揲説といふは掛の數を計算して卦を出すをいふ。過揲説とは四つづ、數へしものを計算して卦を出すをいふ。此れ等兩説は占筮に於ては最も根本的なる者なり。自ら筮竹を取りて試むるを要す。

先づ五十策を取り、其の一を抜き出だし、措て用ひず。餘れる四十九策を平分し、右方の一策を抜き出して、之を左方の別所に掛け置き、左右兩方のものと其の一策

と三者相ひ鼎立せしむ、而して左方の者を四策づ、數へ去り、之を其の儘別所に置き、餘れる者即ち本文に所謂奇を更に別の所に置く。若し餘れる者なきときは最後の四を以て奇と見做す。次ぎに右方の者を四策づ、數へ去り、之を別の所に置き、餘れる者即ち本文に所謂奇を更に別の所に置くこと前の如し。以上別の所に置ける者と及び初め五十の中より取りし一策とを合せ、左右合せて五ヶ所なり。而して四つづ、數へて餘れる者は閏に象るとなす。此くして二分し、一を掛け、左右の者を四揲し、奇を劫に歸す。此れ十有八變而成卦と言へる中の其の第一變なり。此れより後此の同一方法を費やすこと三遍にして一爻を得るか、六遍にて一爻を得るか、又は掛劫にて爻を見るか、過揲にて爻を見るかに從て種々の説を生ず。

### 第二節 過揲説

此の方法は漢唐諸儒及び邵康節の用ひし所にして、四策づ、數へ去りし者を以て正策とし、此れに由りて卦を出す者をいふなり。一變の後、正策即ち過揲、四つ

數へ去らる者 數は四十四か又は四十なり。更に之を平分し、右方の一策を抜き出し、左方別所に置く。之を掛といふ。更に左手の策を四つ、揲へ去り、餘れる者之を奇と曰ふ。又別所に置く。更に右方の策を四つ、揲へ去り、餘れる者を別所に置く。之を第一變となす。一變の後、左右の策(四つ、數へしもの)を合せ、同じく二分し、右方の一を掛け、左方を四揲し、更に右方を四揲す。而して第二變を了る。二變の後、左右の策を合し、同じ方法にて第三變を了す。三變を終へたる後に、其の正策(即ち過揲の策を數ふれば三十六か三十二か二十八か二十四なり)之にて一爻を定む。其の方法、左の如し。

36=4×9=9 老陽 後變じて となる。

32=4×8=8 少陰

28=4×7=7 少陽

24=4×6=6 老陰 後變じて となる。

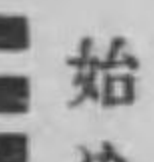
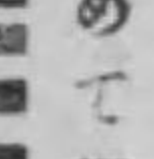
老陽老陰少陽少陰等の區別は全く數に本ける者なり。奇數を陽とし、偶數を陰となす。奇數の最も大なる者は九、故に老陽となす。老いたる者は變ず。物壯んば

ば則ち衰ふ。易の根本思想なり。然らば偶數も八を以て老陰となすべきが如く、なれども易にありては則ち六を以て老陰となす。其故如何といふに、凡そ占筮にては九八七六の四つより外には餘らざる故、此れ等の數に付て思考し、陽は進むを主とし、陰は退くを主とするの理由に由り、六を以て老陰と見做すに至れるなり。然れども亦他の一面より見れば、三十六を得る時は卦劫四四四にして三奇なり。二十四を得る時は卦 八八八にして三偶なり。乃ち老陽老陰とあすの妥當なるを覺ゆ。(象山說) 象山又或人の説を引いて曰はく、六七八九を四象となす。即ち是れ老陽少陽老陰少陰あり、四者一體なり。七八を裏となす。陰陽の分は裏より始まる。故に七を少陽となし、八を少陰となす。六九を表となす。裏は常に少く、表は常に老ふ。故に六を老陰となし、九を老陽となすと、要するに陰陽は相互對待するものなりといふ思想を以て、其の根柢となすと明かなり。宋の郭雍曰はく、

天一地二天三地四天五此れ天地の生數なり。一三五を合して九なり。天の數なり。天は本と乾なり。故に乾に九と稱す。二四を合して六なり。地の數なり。地は本と坤なり。故に六と稱す。此れ六爻を列するの後、聖人九六と稱する所以の者な

り云云

此説に據れば一二三四五より九六を得たるなり。然れども此れにては老と變との意味なし。故に今は前説に従ふ。老陽が變じて陰となり、老陰が變じて陽となるとは卦を得たる後に必要なり。

此くして第一爻を得たり。三變にして之を得たり。第二爻以下又各々三變を経て之を得。此くして六爻を得るには十八變を費さざる可らず。六爻共に老陽なる場合あり。六爻共に老陰なる場合あり。是れ等二場合にありては六爻皆變ず。六爻共に少陰なる場合あり。六爻共に少陽なる場合あり。六爻少陽と少陰とのみより成り。老陽若くは老陰を交へざる場合あり。此れ等三場合にありては變爻なしとす。老陽老陰ある場合には始めに得たる卦を得卦又は遇卦又は本卦と名づけ、老陽老陰の變爻したる卦を之卦又は變卦と名づく。之卦とは之く卦の義也。例へば始めて得たる者は  にして其の初爻が老陽なりしとすれば則ち變じて  となる。前者を得卦と謂ひ、後者を之卦と謂ふあり。

### 第三節 卦扨説

是れ朱子陸象山等の唱ふる所にして其の法朱子の易學啓蒙に備はる。象山全集卷二 十一を參 四十九策を平分し、之を左右兩手に持す。右手に一策を取り、之を左手小指の間に挟み、左手の策を四し餘れる者を左手第四指の間に挟み、又右の策を四搦し、其の餘れる者を左手第三指の間に挟む。小指の間に挟みし者を掛となし。第三第四指の間に挟みし者を扨となす。第一變の後掛の數合せて五ならざれば則ち九なり。

第一變にて得たる掛扨を除き、四搦し、去られたる左右の策を手に取り分掛搦歸すると第一變の如し。得る所の掛扨の數は四あらざれば八なり。之を第二變となす。

第二變の後四搦せられたる策を合せて分掛搦歸すると前の如くす。掛扨の數は第二變と同く四ならざれば則ち八なり。三變にて得たる掛扨によりて以て一爻を定むること左の如し。

五……奇數。五を奇となすにあらす、四を含むと一回なるが故に奇となす。  
 四……奇數。四を奇となすにあらす、四を含むと一回なるが故に奇となす。  
 八……偶數。八を偶となすにあらす、四を含むと二回なるが故に偶とす。  
 九……偶數。九を偶となすにあらす、四を含むと二回あるが故に偶とす。

朱子は五と九とは左手の小指の間に掛けし一策を除き、之を四にて除し、五は一を得るが故に奇とし、九は二を得るが故に偶となすとなし、あがら四と八とに付ては「掛」の一策を除くとを言はざるは聊か物足らぬ感あれども要するに五、四、八、九の數が四を含むと一回なるか二回なるかを以て主とすべきあり而して

- 三奇 三變共に奇なるものは老陽とし
- 三偶 三變共に偶なるものは老陰とし
- 一奇 二偶 少陽とし

陸象山曰はく、三奇なるものは四四四なり。三偶なるものは八八八なり。此れ老陰老陽なり。即ち乾坤の象なり。故に二あるべからず。若し少陰少陽なれば則ち各三變あり。此れ天子の象なり云云。爲述叔廣書。

一偶二奇

少陰とす

此くして十有八變して六爻をなす。掛拂を取るも過揲を取るも結果は同一なり。即ち掛拂にて老陽を得る場合は過揲にても亦老陽を得、掛拂にて少陽を得る場合は過揲にても亦少陽を得、其外之れに準ず。若し過揲三十六なるときは掛拂は「第一變五、第二變四、第三變四」にして、過揲二十四なるときは掛拂は「第一變九、第二變八、第三變八、第三變四」にして、過揲二十八なるときは掛拂は「第一變九、第二變八、第三變四」又は「第一變九、第二變四、第三變八」又は「第一變五、第二變八、第三變八」なればなり。之を表示すると左の如し。

四十九策 過揲策 掛拂 第一變 第二變 第三變

- 49 - 36 = 13 = 5奇 + 4奇 + 4奇 = 三奇
- 49 - 24 = 25 = 9偶 + 8偶 + 8偶 = 三偶
- 49 - 32 = 17 = 5奇 + 4奇 + 8偶 = 二奇一偶
- = 5奇 + 8偶 + 4奇 = 二奇一偶

$\equiv 9$  陽 +  $4$  陰 +  $4$  陰  $\equiv 1$  奇  $1$  陽  
 $49 - 28 \equiv 21 \equiv 5$  陰 +  $8$  陽 +  $8$  陽  $\equiv 1$  奇  $1$  陽  
 $\equiv 9$  陽 +  $8$  陽 +  $4$  陰  $\equiv 1$  奇  $1$  陽  
 $\equiv 9$  陽 +  $4$  陰 +  $8$  陽  $\equiv 1$  奇  $1$  陽

此の表を見るに第一變は五と九とのみにして、第二第三兩變は、四と八とのみなり。此れ最も注意せざる可らず。此くして掛抄説と過揲説と其の結果は則ち一なり。

#### 第四節 三十六變説

擊辭の文に十有八變而成卦。八卦而小成とあり。此の文勢によれば十有八變にて成る者は八卦にして此れにて小成すとなすべきが如し。此れ三十六變説の起る所以なり。三爻八卦が十有八變にて成る以上は六爻を得るには三十六變を経ざる可らずとなすに在り。毛西河曰はく。

故に即ち大衍を以て之を究言すれば陽の數は九にして之に乗するに揲四の

數を以てす。四九三十六。此れ陽爻の策なり。乾に六陽あれば則ち二百一十六策に當る。陰數六にして之れに乗するに揲四の數を以てすれば四六二十四。此れ陰爻の策あり。坤に六陰あれば則ち當さに一百四十四策あるべし。則ち祇だ此れ大衍五十にして乾坤所得の策を合し、以て三百六十日一期の數に當るべし。上下二經六十四卦三百八十四爻、陰陽相半ばし、得る所万有一千五百二十の策、以て万物の數に當るべし。而して皆四揲に於て之を求む。是れ四營して易儀己に成り。十八變三六十八變して内卦又成る。内卦の小成を以て而して引き伸ばし、類推し、以て重卦の大成に及ぶ。其の道を顯かにし、其の德行を神にし、神明と相酬酢する所以のもの。即ち一大衍にし、天下の能事己に是れに盡くるなり。此れに由りて見れば十八變にして成る者は八卦の小成の卦なりとなすなり。然れども重卦を得る所以の法は則ち明かならず。根本羽巽亦之を執る。其の著はす所周易復古筮法に據り、其の法を述べれば左の如し。

先づ一策を除去し、手に信せて四十九策を中分し、之を左右の兩大刻に置き、右手を以て右方の一策を取り、之を掛けて用ひず。次に左手を以て左方の策を取



り、之を四揲す。餘策を右方の第一の小刻に置き、初め掛けし所の一を以て此の扱に合す。而して過揲の策を左の大刻に還へし、右の大刻に置ける策を取り、又之を四揲す。余れる扱策を取り、之を右に置く所の第一の小刻に置き、初めに置きし者と合す。過揲の策は之を右の大刻に還へす。之を一變となす。

左右兩大刻にある策を合し、又之を分掛揲歸すること第一變の如く、掛扱は之を右なる第二の小刻に置く、同じ方法にて六變迄之を遂行し、其都度、掛扱を順次第三以下の小刻に置く。

而して爻を立つるには掛扱に由る。其の法左の如し。即ち先づ八、十二、十六なる三數に注意するを要す。

$4 \times 2 = 8$  (兩) 兩地の陰 (二は象兩)の兩なり。

$4 \times 3 = 12$  (奇) 三天の陽 (三は象三)の三なり。

$4 \times 4 = 16$  (偶) 四時の陰 (四は揲之以四)の四なり。

九、十三、十七等の數は四を含むと各々二回、三回、四回なるに従て定む。翁の此く陰陽を定むるは二、四の偶數は陰、三の奇數は陽となすに外ならざるなり。兎に角

之を以て根本となす。今六變の掛扱を按じ、第一變と第四變、第二變と第五變、第三變と第六變とを比し、各々兩者を合するときは三つの積數を得。

三共奇……三天の陽 (陽爻を立つ)

三共偶……兩地の陰 (陰爻を立つ)

一奇、二偶……三天兩地の陽 (陽爻を立つ)

一偶、二奇……三天兩地の陰 (陰爻を立つ)

三皆四季……四時の陰 (陰爻を立つ)

二偶、一四季……三天四時相錯るの陰 (陰爻を立つ)

一奇、二四季……三天四時相錯るの陽 (陽爻を立つ)

一奇、一偶、一四季……三天兩地四時相錯るの陽 (陽爻を立つ)

一偶、二四季……兩地四時相錯るの陰 (陰爻を立つ)

然るに此の法に由るときは老陰老陽の別なき故、一卦を得るも其の儘變爻あることなし。如何して變爻を得るかと云ふに、六變によりて一爻を立つるの法を反覆するあり。假りに三十六變の筮法によりて一の六爻卦を得たりとせんに、更

に六變を行ひて一爻を得、其の爻が前に得たる卦の初爻と同爻なるときは例へば陽陰の如し變爻を得ず、若し異爻を得るときは變爻とす。又同爻なりしときは更に六變を行ひ、第二爻と合せ見る。又同爻なりしときは更に六變の法を行ひ、第三爻と照し見るなり、以上之に準ず。

例へば三十六變によりて咸 を得たりと假定せん、更に六變法によりて陽爻を得たるときは革 とす。若し陰爻なりしならば更に六變法を行ひ、陽爻を得れば大過 とす。若し陰爻なりしならば更に六變法を行ひ、陰爻を得れば萃 とす。若し陽爻なりしあらんには更に六變法を行ひ、而して陽を得、又次ぎにも陽を得、最後に陰を得れば此れ變爻なき者として已むなり。此の方法は極めて複雑なり、且つ變爻を求むる所に於て老陽老陰の理に據らざるは甚しく人為的あるの感あり。

### 第五節 四十八策説

四十八策説は古來よりの説にあらず、又多くの學者によりて承認せられたる

ものにもあらず、吾人は唯だ四十九策以外の數にても占筮をなし得ることと、實際此數を用ひて占筮しつゝある者あることを示めさんとして此に之を述るのみ。掛扨説に據れば五は奇、九は偶なり、而かも一を除いて之を四除するなり。朱子の説を讀む者は皆此点に疑を挾むべきも四十八策掛扨説にては此の事なきなり。如何となれば後文に詳論せる處によりて知り得べきが如く四十八策にありては掛扨は常に四か八にして、五又は九といふとなければなり。

四十八策を用ふる者日本眞勢中州の門人、谷川龍山あり、其の著「周易本筮指南」に備はる。此の著は龍山が其の師中州の遺意なりとして祖述したる者なり。其説に據れば易の繫辭に「其用四十有九」とあるは「其用四十有八」の誤りなり。固小篆にて書かれたりしが、小篆にありては八と九と其形克く相ひ似たり。故に之を隸書にする時誤りて四十九となじりしなりと。龍山は五證を擧げて四十八策説を主張せり。左の如し、(一)朱子の説に據れば初變の掛扨は五ならざれば九なり、五は奇、九は偶なり。而して五奇を得る形に三あり、九偶を得る形は一のみ。此の形に付ては一般の筮法に於る左右兩方の策を四揲し、余まれる所の策數を見るべし。此

掛扐の生ずる場合の異なるは神を盡くす所以にあらず。四十八策にては初變に奇の生ずる形二、偶の生ずる形も亦二あり。(二)四十九策の筮法に據れば初變に五、九を得。然るに四策は一年にして奇、八策は二年にして偶なり。五は奇にもあらず。又九は偶にもあらず。得る所の五九は奇怪なる者なり。然るに四十八策法に據れば初變に於ても四、八を得。(三)四十八策を以てすれば初二三の三變を通じて掛扐は四、八なり。四十九策にては初變五、九にして、二三の兩變四、八あり。此く掛扐異なれば繫辭傳の文に單に「再扐而後掛」と云はず。何等か掛扐の異なることを示めす文句あるべき筈なり。之れなきは掛扐の三變を通じて異ならざるがためなり。(四)又四時に象ると言ひ、閏に象ると言ひ、三百六十期の日に當ると言ふ、四時閏月、一年を擧げながら十二月を擧げざるは四十八策を四分すれば十二となり、十二月其者を表はし居ればなり。四十九策にては一策多く、十二月に配す可らず。(五)四十八策にては掛扐は太陽が三奇四、四四にして十二策、太陰は三偶八、八八にして二十四策、少陽は一奇二偶四、八八にして二十策、少陰は一偶二奇八、四四にして十六策となる。四十九策にては過揲は同きも掛扐は太陽十三策、太陰二十五策、少陽

二十一策、少陰十七策となり。各一策づゝを餘ます。以上の五證あるが故に四十九策は四十八策の誤なること歴然たりと。

四十八策を用ひんとする龍山の筮法も分掛揲歸の法に於ては四十九策と全く相同し。龍山に據れば奇は零數にあらず、奇數なり。或は一、或は二、或は三、或は四なり。再扐而後掛扐は刻の第一、第二に置く所の策を奇の數に合するを謂ふなり。第一變より第二變第三變を了し、爻の陰陽を定む。四十八策法にては掛扐は三變ともに四か八なり。四を奇とし八を偶とす。故に

第三變 第二變 第一變

|   |   |   |    |          |
|---|---|---|----|----------|
| 四 | 四 | 四 | 太陽 | 以て乾に象るべし |
| 八 | 八 | 八 | 太陰 | 以て坤に象るべし |
| 八 | 四 | 四 | 少陰 | 以て兌に象るべし |
| 四 | 八 | 四 | 同  | 以て離に象るべし |
| 四 | 四 | 八 | 同  | 以て巽に象るべし |
| 八 | 八 | 四 | 少陽 | 以て震に象るべし |

|   |   |   |   |          |
|---|---|---|---|----------|
| 八 | 四 | 八 | 同 | 以て坎に象るべし |
| 四 | 八 | 八 | 同 | 以て艮に象るべし |

此く一爻の出でし意味を明かにし、之を八卦に配するは陸象山に於てすら其の説あり。支那にありて目珍しからざるものなり

### 第六節 第二第三不掛説

宋の郭雍郭雍父は兼山伊川の弟子、雍其父の學を受けて易に詳かなり。著卦辨疑、余未だ見ず。暫く易學啓蒙欄外注に據る。著はす所著卦辨疑に據れば第一變は掛くれども第二變以下は掛けずとなす。且つ横渠の言を引き「再扞而後掛」とは三變一爻をなせし後に更らに掛くるの意にして第二變にて掛くるの意にあらずとなせり。然れども朱子は之を駁し、横渠の言にあらずとし、且つ紫辭傳の文義に叶はずとなす。朱子の説にては「再扞而後掛」とは第二變に掛くるを意味するなり。此く第二第三の兩變は掛けざるも結果は同一に歸す。第二變を行ふ時の策數は四十か四十四なり。之を二分して四揲し、餘れる處は左に四三二一、右に四三二

一の四場合を出です。然るに左右合して四か又は八より外餘まるを得ず。何んとなれば四十又は四十四より四八を減せしときは殘數は之を四分するを得れども其の餘の五<sup>一</sup>三<sup>二</sup>六<sup>四</sup>七<sup>三</sup>を減するも四分する能はざればなり。故に今右方の一策を掛けしときは四揲の後餘れる者と此の一策を加ふれば五四三二の四場合なり。左方の策を四揲して餘れる者は恰も四又は八を作る様に三<sup>五</sup>四<sup>四</sup>應<sup>四</sup>に又は二<sup>二</sup>應<sup>一</sup>三<sup>三</sup>にならざる可らず。若し又一を掛けずとすれば餘まる所は四三二一にして従て左より餘まる所は四<sup>四</sup>應<sup>二</sup>にならざる可らず。此くして掛くるも掛けざるも結果は同一に歸するなり。

### 第七節 五十策の所原(一)

然らば五十なる數は何に本づくか、諸説あり今其一二を引用せん。  
イ八卦の數に本づくとなす者、崔憬曰はく、

參天とは三に従つて始め、數に順つて五七九に至り、一を取らざるを謂ふ。兩地とは二に従つて、起り數に逆つて十八六に至り、四を取らざるを謂ふ。此れ天地

に因りて上を致し以て八卦に配して其の數を取るなり。艮を少陽と爲す。其の數三。坎を中陽と爲す。其の數五。震を長陽と爲す。其の數七。乾を老陽と爲す。其の數九。兌を少陰と爲す。其の數十。巽を長陰と爲す。其の數二。離を中陰と爲す。其の數八。坤を老陰と爲す。其の數六。八卦の數總て五十あり。故に大衍の數五十と云ふ。天數一地數四を取らざるは此數は卦の外。大衍管せざる所あればなり。(周易集解) 即ち三五七九を以て各艮。坎。震。乾に當るとなし。二。八。六を以て各兌。離。巽。坤に當るとなし。(易は逆數なりと云ふを以て陰を數ふるには十。八。六を以てせるなり) 其れ等の數を合して以て五十となると爲す。又一說なりと雖も、陰に付て逆に數ふるるとき二より起りて十に至り、而して後逆となると、及び四を除いて數へざるが如きは内含的に批評するも亦牽強附會の跡を免れざるなり。

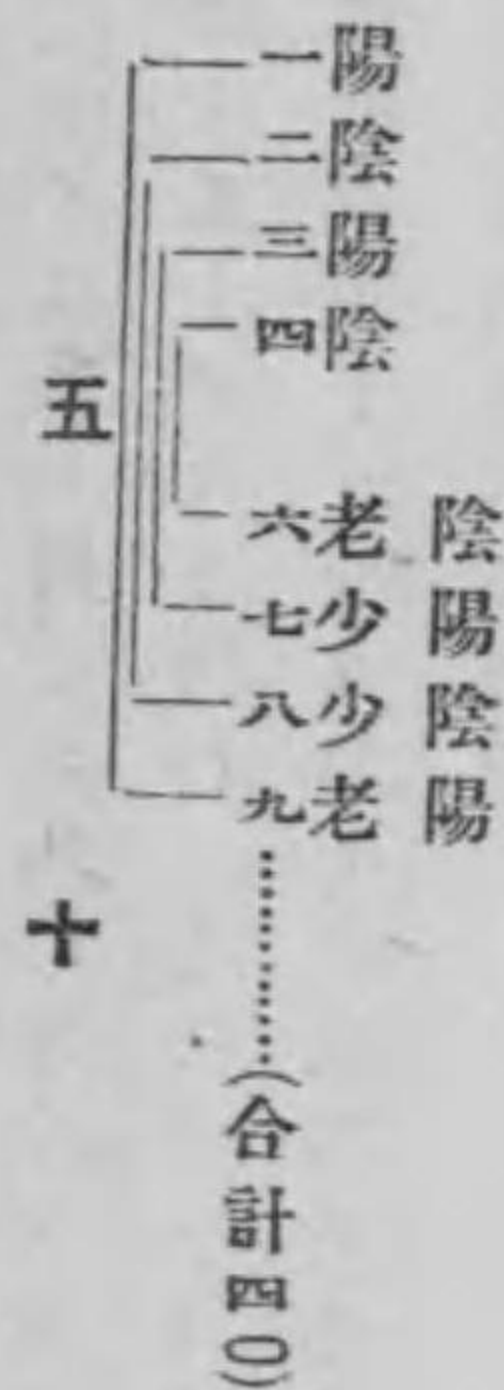
河圖、洛書に本くとあす者、朱子は河圖洛書に本づき説をなして曰はく、河圖洛書之中數皆五、衍之、而各極其數、以至於十、則合爲五十矣、と、即ち河圖洛書の中數たる五に付き五の各一(五の各一とは五は一一一一一なり、其の各一をいふなり)に付き一二三四より衍じて十に至らしむるときは「十」を得る者五、即ち五十なりとなすなり。(易學啓蒙下)

朱子は又河圖の積數五十五なれども其の中央にある五を虚ふすれば則ち五十となるとなせり。曰はく、

河圖積數五十五、其五十者皆因五而後得、獨五爲五十所因、而自無所因、故虚之、則俱爲五十。

と、此の句中にある「皆因五而後得」とは六は五と一、七は五と二、八は五と三、九は五と四、十は五と五、故に全體を合すれば五十五なれども單位の五を減じて五十となるとなすなり。朱子又曰はく、

又五十五之中、其四十者分爲陰陽老少之數、而其五與十者無所爲、則又以五乘十、以十乘五、而亦皆爲五十矣。



「五」と「十」とは繋ぐ所なし。此れ等の二數を乗すれば十箇の五即ち五十、又は五箇の十即ち五十となる。何れにしても五十を得るなり。朱子又曰はく、

洛書積數四十五。而其四十者。散布於外。而分陰陽老少之數。唯五居中。而無所爲。則亦自含五數。而并爲五十矣。

と。此れ等の說を讀むときは何人も牽強附會の感を禁ずると能はざるべし。且つ朱子は又五十策は天地の總數五十五より水火木金土の數五を除き、四十九策は更に天一を除きし者となせり。曰はく、

大衍之數五十云者。以天地之數五十有五。除出金木水火土五數。并天一。使用四十九。

と。此の說は尤も分曉なり。朱子又曰はく、

大衍之數五十。而著一根百莖。可當大衍之數者二。故撰著之法。取五十莖。爲一握。置其一不用。

此の句に據れば著は百莖なるが故に其の半を取りて五十となせしとあすの意ある如し。要之、朱子は種々なる方面より大衍の數五十の由りて來りし所を說

かんとせり。然れども河圖洛書其の他に於て五十の數を發見し五十は天地自然の數なりとなすに勉めたるのみ。周易禪解は朱子の第二說を以て五十の所原となせり。郝經曰はく、

大衍者。衍河圖之數。即說卦所謂參天兩地而倚數也。一三五七九爲天。二四六八十爲地。伏羲既衍天數二十五。地數三十爲圖。復取圖數相倚而大衍之。一倚二爲三。二倚三爲五。三倚四爲七。四倚五爲九。五倚六爲十一。六倚七爲十三。七倚八爲十五。八倚九爲十七。九倚十爲十九。左右各三五七九而十一居中。共爲九位。左五位。包五。十在內。通計九十有九。除十爲陰偶不用。惟用九位之奇。共四十有九。五十缺一。自然虛一之象。圖詳于後。此大衍之數。著策所以生也。

即ち何れも河圖に本づきて以て五十を定めんとするなり。太宰春臺も亦河圖を信じ、天地の數五處に位す。五位各々天地の數十を具す。即ち陰陽を具へ居るが故に之を衍すれば「五十」となる。となせり。而して之れに對し河圖の數の一より數へて十に至るは小衍の數なりとなせり。曰はく、

竊謂河圖之數。始於一。終於十。是爲小衍。天地之數。位於五處。五位各具天地之數。陰

陽之義也。故五十爲大衍不容更有異義。

而して朱子が洛書に據りて五十を説かんとするを以て牽合の甚しきものとなせり。朱子を駁するは善けれども五位各々天地の數を具すとすは穩かからず。伊藤善詔の説に異なるは其の河圖の數に由りて説を立つるに在り。ハ天地の數を衍すとす者、伊藤善詔は天の數五と地の數五と各々相合す。而して五個を得。各個を衍して一より十に至らしむるときは五十となる。大衍の數五十なりと曰はく。

數は一に始つて十に終ふ。天の數五。地の數五。五位相得て各合ふことあり。之を衍して十に極まる。故に大衍の數五十なり。

仲氏易に云はく。其數五十は即ち下文天地の數五十五なり。祇五十と言ふは著數五十あればなり。且つ亦天地生成の數五十に止まるを以てあり。

谷川龍山は參天兩地取卦傳中の語の語に本き天地の數を以て五となし。五の各一を衍じて十に至らしめ。五個の十即ち五十を得るとなせり。曰はく。

蓋し天數三地數二。天地の數合して五となる。其の故何ぞや。天は陽なり。陽の理

體は圓あり。圓なるものは徑一にして圍三なり。地は陰なり。陰の理體は方なり。方なるものは上下二にして前後左右四あり。天數は一三と對し。地數は二四と對す。然るに天數其の一を取らずして三を取るものは陽は進む事を主る。故に一を取らずして之を取る。地數其の四を取らずして二を取るものは陰は退くことを主る。故に四を取らずして二を取る。是れ理數あり。夫れ天地は廣大にして數を測ると難し。故に聖人其の理體に由りて理數を取れり。天三地二にして數を立つ。是れ天地の生數なり。天地の生數合して五。其の五の生數に於て一各十に大衍して五十となる。故に知る五は天地の生數にして五十は天地の成數なることを。

此の説最も精透なれども參天兩地を解して直ちに天數三地數二となすは穩かならず。何んとなれば參天の參は數の「三」にあらずして天の形は圓く。圓き者は圍三なりとなす者にして即ち形の三を指すなり。又地の二と云ふは地の形は方にして圍は四なり。四を二分して二となすとすものにして是れ亦形の二を指すなればなり。若し天數地數を云ふときは天の數五。地の數五とありて嘗て三と

二をいふとなし。參天兩地は全く形に付て言へるなると明なり。即ち形に付て言ふ時は天は陽の數三に當り、地は陰の數二に當るを言へる者なり。

二雜說 (イ)京房の説、季彦平曰く、京房謂ふ、十日十二辰、二十八宿凡五十。其の用ひざるは天の生氣將さに虚を以て實を來さんと欲せんとす。漢易瓊記に據る (ロ)馬季長の説、此の説に據れば、太極(一)兩儀(二)日月(三)四時(四)五行(五)十二月(六)二十四氣(七)十四を加へて得たるものなり。曰はく、

易有太極、謂北辰也。太極生兩儀、兩儀生日月、日月生四時、四時生五行、五行生十二月、十二月生二十四氣、北辰居位不動、其餘四十九轉運而用也。同上

以上二説共に數に於ては的として五十を得れども穩かならず。(ハ)荀爽の説、卦とに六爻あり、八を乗すれば六八四十八、之に乾坤二卦を加へて五十を得ると。曰はく、

卦各有六爻、六八四十八、加乾坤二用、凡五十。初九潛龍勿用、故用四十有九。同上

甚だしく附會の跡を覺ゆ。(ニ)鄭康成の説、天地の數五十五なれども六爻の數を除き、四十九を用ふと。曰はく、

天地之數五十有五、其六以象六書之數、故減之用四十九。同上

是れ亦牽合の甚だしきを覺ゆ。是れ等の諸説に由りて五十策の所原に付いて各人見る所を異にするを知るべし。易の作者は何に由りて五十を立てしや。吾人は十翼に由りて之を推すより外、其道なきを信するものなり。然るに繁辭傳には大衍之數五十云々とありて、同章に「天の數五、地の數五、五位相ひ得て、各々合ふことあり、天の數二十有五、地の數三十、凡そ天地の數五十有五、此れ以て變化をなして鬼神を行ふ所以なり」との句あるより見れば、天地の總數五十五より導き來らざる説は十翼の意に反するものとなさざるべからず。

### 第八節 五十策の所原(二)

大衍とは如何なる意なるや。衍はのぶるなりとは普通の説にして之に付きては諸家異説なし。但だのぶる者の何んぞやに付ては諸説あり。太宰春臺曰はく、衍、敷衍也。既有大衍之數、則當亦有小衍之數。易道撰亂明著策と。則ち大に敷衍したる數の意なりとなす。然れども大衍に對し小衍ありとあす



は相對の觀念に拘泥したるの嫌ひあり。井上金峯曰はく。

大衍之數五十。其在經不知何所指。而言其用四十九。則明其言著以爲大衍也。衍數也。易道以太極爲本。是故有兩儀四象八卦。以生六十四卦。視一爻變否。而占萬事吉凶。言不敷衍之大乎。易學辨疑 明著策

と。大衍は著を意味すとあす。著によりて爻を出だし。以て萬事を占ふ。即ち著は大極兩儀四象に象り。八卦より六十四卦を出だし。以て萬事に敷衍せらるゝなり。故に大衍と云ふとなす也。文章の上より見れば。確かなれども。其用の句あるより。大衍は即ち著を指すとあす。は餘り形式に流れたるの嫌ひあり。大衍の代りに著の字を應用すれば。此の一章は。著の數五十にして。其の用四十九云々と。なり。而して其の意味は著は以て大に廣く人事に敷衍せらるゝ。爻を作る者と云ふことゝなるなり。換言すれば。大に敷衍する所以の器五十ありと云ふことなり。然れども多數の學者が一より十迄の數を衍すの意となすことは。前述の如し。啓蒙時喬の註に曰はく。

之を大衍と謂ふ者は。加倍の意。魏の莊渠が曰はく。寬平なるなり。又引くなり引

て長するなり。蓋だし水を以て行に双ふ。水の寬平の地に流るゝ如し。引て長するなり。即ち加倍の意。

加倍とは猶ほ増長と云ふが如し。以上の諸家の説に由りて見れば。衍は敷衍の義なると疑ふ可らず。日本語にて「をこなふ」と讀ませ。又は「のぶるをす」などと讀ますれども「のぶる」と讀むを以て。最も可なりとなす。

然らば「大衍の數なる句は大に」のべられたる數と云ふことなるが。此れにては五十五より五十を導けりとなすを得ず。吾人は五十五より五十を得たりとなすが。故に五十を以て大にのべられたる數となすを得ず。五十を以て大に衍ぶる所以の數となさざるを得ざるなり。即ち引いて之を伸べ類に觸れて之を長する所以の根本の數五十たるなり。

### 第九節 五十策の所原(三)

然らば大に敷衍する所以の數五十五策は。天地の總數五十五と如何なる關係がある。進んで之を述べんと欲す。

元來天地の總數五十五と云ふは今日の思想より見れば何等の意味もなし、天一地二天三地四天五地六天七地八天九地十の十を合せて五十五となるといふも何等の意味をも發見すること能はざるなり、天地は天文地理の範圍なり有形の範圍なり數は抽象的の概念なり一、二、三、四等は奇と偶とのみ、天地と關する所なし、然るを奇數は天の數偶數は地の數と定め之を加へたるにせよ五十五は單に五十五に外ならず、天地と相ひ當る所なし、然るを古の人一たび之を唱へてより後世の人毫も疑ひを挾まず、天地の總數五十五を以て普通のこととなせり、夢は如何に明白ありしも畢竟夢たるを免れず、妄想は如何に判然たるも畢竟妄想たるを免れず、天地の總數五十五と云ふ説も畢竟一種の傳説にして今日より見れば何等の眞理をも包含せざるなり、然るに後の學者其儘之を心に描き明々白々の公理となし、毫も疑を挾まざりしは全く社會的傳説の勢力に外ならずと謂はざる可らず、衆口金を溶かし、曹參の母は機を斷す、多數人の言ふ所は之を信じて疑はざるは人の情あり。

五十五は天地の總數なり、此の數より五十は如何にして出でしや、十翼之を言

はず、後世の無理を以て之を推す、説の岐るゝ所以なり、河圖の何にあるやは之を知るに由なし、啓蒙の巻端に載する所の河圖の信するに足らざること既に定説なり、故に河圖に據る説は全く之を排せざる可らず、論じて此に至れば前に擧げたる諸説の中にて五十五より五を減するの説を取らざる可らず、然るに是れ等の諸説に付て吟味するに何れも牽強の甚きを覺ふ、五行を減じて五十とあし、六爻を減じて四十九とあすと云ふが如き窮屈と謂ふべきなり、且つ古代の理論に照らすも亦穩かならざる者あり、何とあれば五行を引き、餘れる五十本に付きて太極を除き、兩儀に象り、四時に象るとあすは前後顛倒の嫌ひあればあり。

羽嶽は筮法は曆に則るを以て曆より之を説明せり、其の説に據れば一年三百六十五日四分の一、五日四分の一を取り、三百六十を以て一年となす、天地の數五十五曆に則るが故に五を減せざる可らず、則ち五十となる、而して四分の一も亦筮策に在りては一となし、五十より一を取り、四十九策を用ふるなりと、此の説分明なれども三百六十五より五を取るために五十五より五をとるとなすは比例の觀念に於て穩かならざるなり。

惠徵君曰はく天地の數五十有五、五十なり而して五を虚とす。注に云はく、大衍の數は即ち天地の數、天地の數は五十有五、而して大衍の數五十とは明堂月令に曰はく春は其數八、夏は其數七、秋は其數九、冬は其數六、中央土は其數五、一水、二火、三木、四金、五土、水火木金は土を得て而して成る。故に一二三四は五を得て六七八九となる。土の生數五、成數五、五五、十となる。故に地十あり。故に太元に曰はく、一六を水とす、二七を火となし、三八を木となし、四九を金となし、五五を土となす。天地の數五十有五、而して五は地中に在り。故に大衍の數五十、五を虚となすなりと。然れども亦遂に明かならざるなり。今繫辭の文を案するに通本には

大衍之數五十。其用四十有九。分而爲二。以象兩。掛一以象三。揲之以四。以象四時。歸奇於扚。以象閏。五歲再閏。故再扚而後掛。天數五。地數五。五位相得。而各有合。天數二十有五。地數三十。凡天地之數五十有五。此所以成變化而行鬼神也。乾之策二百一十有六。坤之策百四十有四。凡三百有六十。當期之日。略下

とあり。朱子の本義は此の順序を變じ、天數五、地數五云々より、大衍之數五十に及び、而して乾之策云々に及べり。眞勢中州は說卦傳の昔者聖人之作易也、祐贊於神

明而生著。參天兩地。而倚數。觀變於陰陽。而立卦。發揮於剛柔而生爻。和順於道德。而理義窮理。盡性。以至於命。この句を取り來りて大衍之數五十の前に置けり。然れども此れ大衍之數五十を神妙にせんとするより出でたることに外ならず。文理貫通の上より言へば必ずしも說卦傳の此句を引用するを要せず。朱子の書は同章内の前後を顛倒し、論理一貫せしめし者なり。繫辭の意は天地の總數は五十五なれども、數衍する所以の數は五十ありとなすに在り。

吾人は茲に至り、占筮法の作者の心的状態を考へざる可らず。占筮法の作者は豫め易の哲學に準據せし故、太極兩儀四象八卦に則るの意ありしこと疑ふ可らず。然れども又四時にて一年を測度せんとするの思想ありしことも亦疑ふ可らず。殊に又五十五の數ある以上は何等か數多きものを捕へ來るも亦自然といふべきなり。之を著となす。著の總數を以て五十五となすは極めて自然なり。元來今の筮法が無造作的に出來たる者と思ふは誤りあり。如何なる聖人と雖も直ちに「五十」を定め四揲を定めしとは思はれざるなり。必ずや多年の經驗を経て以て茲に至らざる可からず。又五十策の所原を定むる前に五十策以外の數が爻を定む

るに足るが如き結果を生ずるや否やを吟味せざる可からず固より爻を定むるは人爲的なるが故に如何なる方法にても可なるべしと雖も易の思想乃至人間の理性に最も適合したる者たるを要す吾人は先づ五十策以外の數に付て之を吟味せんと欲す。

### 第一〇節 五十策の所原(四)

天地の總數五十五なる觀念より五十策の起りしことは吾人の信じて疑はざる所なり或は之を疑ふて曰ふ者あるべし繁辭の作者は五十五と五十と關係あるが如く述べ居れども筮法の作者は果たして五十五より五十を演繹せしや否や是れ知る可らざる所なりと是れ何等の論據なき疑問にして此に論ずる價值なしとす。

筮法の生ずる始めに於て先づ作者の腦中に映せし所の者は未來を豫見し得べきこと未來を豫見するは天文に於て其類を發見するが故に之に倣ふべきこと等の觀念なるべし易は陰陽の兩者を假定し天地剖判四時流行而して後八象

を生ずとあすが故に天地の數五十五に由りて之を示さんとすも亦自然の結果あり。

大體の思想は確定せるにせよ一を除くべきや二を除くべきや或は全く除かずして可なるべきや又手に任せて二分せし後右方の一策を取るべきか又は二策以上幾策を取るべきか四探するには左右の策を合してなすべきか四探の代りに他の方法なきか凡そ此れ等の疑問は經驗の始めに於て起りし所の者なるべし。

今の筮法に於ては一爻を得るに三變を要す然れども一變にて得る所の掛劫は五ならざれば九過揲は四十四ならざれば四十之を四分し十一と十とを得以て陰陽を定む可らざるにあらす卦變を求めんとすれば一卦六爻成立の後更に筮して以て陰陽の爻を積むこと六前後に得たる兩六爻卦を比較し異なれる者を以て變爻と見做し得べからざるにあらす此くしても猶卦爻を得べし豈必ずしも三變に據らんや。

六七八九の數が今日傳來の筮法によりて起れるとは疑ふ可らず老陽老陰少

陰少陽の思想は之れありしにせよ之に六七八九の数を適用することが筮法に據るにあらずして起れることとは思はれず。換言すれば今の筮法を作りて後六七八九の四数を得たり。因りて之を陰陽老少に適用し、以て今の筮法を定めたる者にして始めより老陽は九、老陰は六、少陽は七、少陰は八なる思想ありしにあらざるべし。老陽老陰少陽少陰の四者あり、偶々五十策によりて六七八九の四数を得たり。因りて兩者を配合し、今の筮法を定めたるあるべし。

### 第一一節 五十策の所原(五)

今筮法の發明せられし迄に經由せりと思はるゝ諸種の經驗を左に録し、以て今の筮法の最も完備せる者なることを示めさん。

先づ五十五策を取り手に任せて二分するは最も始めに起れる思想あるべし。各々之を四揲すれば左に二右に一、或は右に二左に一、合せて三を餘す。然らざれば左に四右に三、又は右に四左に三、合せて七を餘す。乃ち三か七なり。其の過揲は

三……………五十二

七……………四十八

之を四除し、十三と十二とを得。是れにても尙ほ陰陽を定むべきなり。次に五十五策を取り、手に信せて二分すること前の如く右或は左の一策を取りて之を別處に置き、以て三となし、左右兩方の策を四揲するも其の結果は前の場合と異なるなく、而して以て陰陽を定むべきなり。

是れ等の場合に於ては、五十五策全體を以て太極となしたる也。太極分れて陰陽とある。之に象らんとするときは五十五策を二分すべきのみ。其の中の一策を取りて太極に象るが如きことある可らず。故に第一法は最も始めに試みられたる者なるべし。第二法は唯天地人三才に象るの差あるのみ。

過揲を取るか掛勃を取るかは暫く之を後の問題とするも又如上の掛勃併ひに過揲は以て陰陽を定むるに足るとするも其の數たるや。

三……………五十二

七……………四十八

第三編 第一章 占筮法

三と七とは陽の数のみ「十三」と十二とは天數一三五七九地數二四六八十の中にあらず。易の哲學思想を満足すべき者にあらず。今「十三」「十二」を變じて天數地數の内の者とせんには「三」と「七」を増加せざる可らず。之れがためには三又は七を得たるどき之を取り除き餘れる者を二分し四揲するにあるのみ。然るときは左の結果を得。

|     |    |
|-----|----|
| 四十八 | 一二 |
| 四十四 | 一一 |
| 四十  |    |

猶ほ不可なり。更に過揲の策を合すれば、四十、四十四、四十八の三場合あり。二分四揲するときは左の結果を得

|     |    |
|-----|----|
| 三十二 | 八  |
| 三十六 | 九  |
| 四十  | 十  |
| 四十四 | 十一 |

第二變以下四揲せる餘りは四か八の二種なれども過揲を四除したる結果は以上の如くして猶ほ面白からず。因りて更に之を二分し四揲すれば其の結果は

|     |   |
|-----|---|
| 二十四 | 六 |
| 二十八 | 七 |
| 三十二 | 八 |
| 三十六 | 九 |
| 四十  | 十 |

更に二分四揲するときは、其の結果左の如し。

|     |   |
|-----|---|
| 十六  | 四 |
| 二十  | 五 |
| 二十四 | 六 |
| 二十八 | 七 |
| 三十二 | 八 |
| 三十六 | 九 |

更に之を繼續すれば「三四五六七八」となる。陰陽を定め得ざるにあらず。然れども此れにて陰陽を定むる時は第一變にて陰陽を定むるの捷徑たるに如かず。故に此の如き經驗は再びせらるゝの機會なきなり。

若し一策を掛けて三才に象れば其の結果は右に同きを以て之を贅せず。

五十五策は多きに過ぎて面白からざれば次ぎの經驗は五十五策を減殺するに在るのみ。之を減殺するにも五十四、五十三、五十二、又は五十等となすは常識を満足せしむる所以にあらず。直ちに五十策となすは最も自然の順序なるべし。今五十策を取り之を二分し四揲するときはその結果左の如し。

残り、過揲 四除

二 四八 一二

六 四四 一一

更に四十八又は四十四を二分し四揲するときは今は掛けざれば四又は八なり。れども過揲は「三十六」「四十二」「四十四」の三場合を得。即ち四除するときは「九」「十一」なり。更に二分四揲するときは掛扱は同く四又は八なれども過揲は「四十二」「三十六」

「三十二」「二十八」即ち四除するときは「九」「八」「七」となる。此れ又以て陰陽を定むるに足れども第一變にて定むるの捷徑たるに如かざるなり。故に此の如き經驗は再びせらる可らざるなり。

五十五にして不可なりとすれば何策を用ふべきか。今五十策中の一を除き、四十九策を用ひ、單に二分四揲せんか。則ち左の結果を得。

掛扱 過揲 四除

五 四四 一一

第二變

掛扱 過揲 四除

四 四〇 一〇

八 三六 九

第三變過揲四〇あるときは

掛扱 過揲 四除

四 三六 九

過揲三十六なるときは

|    |    |    |
|----|----|----|
| 八  | 三二 | 八  |
| 掛扐 | 過揲 | 四除 |
| 四  | 三二 | 八  |
| 八  | 二八 | 七  |

なり。若し五十策の中一策を取り、二分し、通常の法の如くするときは

第一變

|    |    |    |
|----|----|----|
| 掛扐 | 過揲 | 四除 |
| 五  | 四四 | 一一 |
| 九  | 四〇 | 一〇 |

第二變

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| (一)過揲四十四のとき |    |    |
| 掛扐          | 過揲 | 四除 |
| 四           | 四〇 | 一〇 |

|   |    |   |
|---|----|---|
| 八 | 三六 | 九 |
|---|----|---|

(二)過揲四十のとき

|    |    |    |
|----|----|----|
| 掛扐 | 過揲 | 四除 |
| 四  | 三六 | 九  |
| 八  | 三二 | 八  |

第三度

|             |    |    |     |
|-------------|----|----|-----|
| (一)過揲四十のとき  | 掛扐 | 過揲 | 四除  |
|             | 四  | 三六 | (九) |
|             | 八  | 三二 | (八) |
| (二)過揲三十六のとき | 四  | 三二 | (八) |
|             | 八  | 二八 | (七) |
| (三)過揲三十二のとき | 四  | 二八 | (七) |
|             | 八  | 二四 | (六) |

此れ三變にて面かも六七八九の四數を得たり。經驗の結果遂に此の方法が一



般に使用せらるゝに至れり。

以上は唯だ筮法の作者が経験したりと思はるゝ處の一二を想像したるのみ、吾人の觀る所を以てすれば五十五策を以て筮するは易の本義なり。然れども此れにては好結果を得ざるため減じて五十策となし、猶好結果を得ざるため更に一を減じて四十九策を用ひたり。一を減ずるは便利のためのみ。故に先づ敷衍する所以の數五十と定め其の用四十有九となせり。一を除くは、太極に象るに、あらず。故に二、三、四等は、兩、參、四時に象ると明言しながら一を除くに付ては何等の明言なきなり。明言なきに、あらず。明言すべからざるなり。

然らば何故に大衍の數四十有九とせざるやと云ふに四十九は端數にして五十の規則正きに如かざればなり。即ち四十九と云ふよりは五十と云ふ方が形式上宜きがためなり。

古來の五十策に關する諸説は皆窮屈なり。吾人を以て之を見るに筮法の製作は一朝一夕の業にあらず。多年多數人経験の結果なり。聖人が一時に作りし者となすは思想發達の順序を知らざるの説なり。聖人を尊ぶに過ぎて聖人苦心の

る所を知らざるの説なり。今假りに從來の説を名けて合理説と謂ひ、余が説を名けて經驗説と謂ひ、以て稱呼に便せんとす。

合理説、經驗説何れも臆説なり。但だ吾人の見る所を以てすれば經驗説が事實に近きのみ。經驗説に據れば五十五策を用ふるは本義なれども便宜五十策を用ひ且つ其の一を減じて四十九策を用ふ。減せられたる一は便宜上除かれたるのみにして太極に象れるにあらざるなり。

### 第一二節 過揲と掛扐と何れを取るべきか

爻を定むるに掛扐を以てすると過揲を以てするとの別あること前に述べたる如し。漢唐の諸儒は専ら過揲に據る。掛扐を用ふるものは朱子なり。朱子は何故に掛扐を用ひしか。朱子曰はく、

而るを況んや掛扐の數は乃ち七八九六の原、過揲の數は乃ち七八九六の委にして其勢又輕重の同からざる者あるをや。而して或る者乃ち掛扐を廢置して獨り過揲の數を以て斷となさんと欲す。則ち是れ本を捨て、末を取り約を去

りて以て煩に就かんとす、而して其不可なるを知らざるあり、豈誤らずや、啓蒙朱子が掛之を以て七八九六の原となす所以は如何と云ふに其の説次ぎの如し、老陽の掛扱は十三より初掛の一を除き十二を得、十二を四除すれば三を得、三を三除すれば一を得、三は即ち一が三あるなり、然るに一は奇數にして圓に象る、圓は圍み三なり、故に前の三の各一皆三を含むとすれば積むで九となる、即ち十二は九の原たるなり。

之と同じく、少陰の掛扱十七より初掛の一を除けば十六を得、四除すれば四を得、此の四は「二」「二」「二」と分析するを得、一は奇にして圓に象ること前述の如し、圍み三、故に「二」「二」は六を含む、二は偶にして方に象る、方は四邊なれども其の半數を以て陰の數となす、即ち二なり、故に「二」は二を含む、前後合して八を得、故に十六は八の原たるなり。

之と同じく、少陽の掛扱二十一より初掛の一を除けば二十を得、四除すれば五を得、五は「二」「二」「一」の三者に分析するを得、前に述べたる方圓の理に由りて其の數を積めば七を得、故に二十は七の原たるなり。

之と同じく、老陰の掛扱二十五より初掛の一を除くときは二十四となる、四除すれば六を得、六は「二」「二」「二」の三者に分析するを得、前に述べたる方圓の理に本き、其の數を積めば則ち六を得、即ち二十四は六の原たるあり。

以上を總括して言へば中乘はに於て

太陽は一位第一に居りて九を含むの數

少陰は二位第二に居りて八を含むの數

少陽は三位第三に居りて七を含むの數

老陰は四位第四に居りて六を含むの數

なり、掛扱より初掛の一を除くこと「四除すること」「三個に分析すること」「方圓の理を應用すること」此の四條は掛扱より九八七六の數を導く所以なり。

而して朱子が「過揲の數は乃ち七八九六の委なり」と言へる所以如何んと云ふに過揲の策は單に之を四除し、而して九八七六を得、陰陽方圓の理に本かず、其の意味輕きを以てなり。

朱子の掛扚説に付て疑を起さんか。第一掛扚より初掛の一のみを除き、二變三變の一を除かざるは何故ぞや。二十六及び二十四の如き四の倍數を目掛けて此く偏僻せるにあらざるか。第二、初掛の一を除き得たる結果を四除するは易に在りては可なり。然れども四除せし結果を三に分析するは人爲的の甚きを覺ゆ。之に方圓の理を應用するも亦人爲的に過ぐるの嫌ひあり。

今易の經文に據りて之を見むに、乾の策二百一十有六、坤の策百四十有四の言あり。是れ老陽の過揲三十六に六爻を乗じ、老陰の過揲二十四に六爻を乗せし結果なり。則ち易に在りて爻を言ふは過揲の策を以てす。過揲の策に據りて爻を定むるにあらざるよりは易に此の言あるべからざるなり。

純粹理論の上より之を推すも、筮せんとする現象は如何に多くの歲月を經過せしや。是れ筮の四時を數ふる所以なり。四時を數へ、更に之を數へて以て其の現

象に至らんとす。某の現象は或る歲月を經過せる結果あり。是れ筮の根本に横はる所の思想なり。掛扚は單に餘れる數のみ、閏は四時内に在る者、四時をさへ數ふれば閏は其中に豫想せらるゝ者、由是觀之掛扚を取らんとするは筮の根本思想を解せざるものなり。

### 第十三節 三十六變説を排す

三十六變説に於る六變の掛扚及び過揲左の如し。第一變の掛扚は五か九第二變以下は四か八かなり。故に五の場合と九の場合とを分ちて表示すれば左の如し。

|     |     |     |     |     |     |     |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| (一) | 第一變 | 第二變 | 第三變 | 第四變 | 第五變 | 第六變 | 計  | 過揲 |
|     | 五   | 八   | 八   | 八   | 八   | 八   | 四五 | 四  |
|     | 五   | 八   | 八   | 八   | 八   | 四   | 四一 | 八  |
|     | 五   | 八   | 八   | 八   | 四   | 四   | 三七 | 二  |



に是故云々と連続す。即ち十有八變して六十四卦をあすとなすこと明かなり。六爻の卦は大成の卦あり。然れども其れ以前に於て三爻の卦を得。是れ小成あり。八卦は小成なれども其の意味深長なる故特に之を注意せるのみ。谷川龍山は之を解して曰はく。

此れ文章の補挿法にして此の一句無くしては八卦の義闕略す。其の筮法の前章大極兩儀卦一再扞再掛の一變より四營三變十八變七十二營と其の文勢六書卦と成り終に及んで其の間に八卦を入れるべき地なく。八卦を説くの違なき故に此に至つて此の八卦を補挿して以て小成の義を説きたまふ。聖筆の嚴密なることを見つべし。蓋し八卦にして三才立ち、義象書家備はり、八卦成つて造化の蘊を察するに足れり。故に小成すと示したまへり。

吾人は此解を以て當れりとなす。讀者須らく全體より見て始めて穩かなる見解を得べし。單に一部に拘泥して全體の不調和を來たさざるを要す。

#### 第十四節 四十八策説を排す

四十八策説の論據は主觀的なり。即ち四十九策よりは四十八策の方が理論上宜しと云ふに止まる。其の客觀的の証明に至りては繫辭傳四十九策とあるは筆寫の誤りなるべしと云ふに止まる。四十九策を取るときは第一變の掛扞は五か九にして第二變第三變は四か八なり。然るに四十八策を取るときは第一變の掛扞も亦四か八なり。若し掛扞を取らんとするときは四十八策説を以て是なりとす。即ち四は四除すれば一にして奇。八は四除すれば二にして偶なり。奇偶を定むるに當り最も便利なり。而して朱子の説の如く第一變の掛扞のみより一を減するの不合理を除き得べし。故に掛扞説を取る以上は四十八策を取るを以て穩かなりとす。然るに掛扞説の取るべからざることは第六節に於て述べたる如し。若し過揅説を取るときは掛扞の如何に關係するとなし。四十八策と四十九策と何れにても同きなり。四十九策は古來の定説なり。四十八策説の論據は四十九策説を排するに足らず。果して然りとすれば吾人は四十九策説を以て易の傳説に叶ふ最も普通の説として之を承認せざる可らざるなり。只だ谷川龍山の言に般の時は四十八策を用ひしとあれども此れ亦極めて疑はしきことなり。

第十五節 占筮無用説

此くして余は四十九策過揲十八變法を以て古法となし、而かも五十策乃至筮法は實に經驗に本づきて作られしものとなすなり。之れに付いて注意すべきは平田篤胤翁の説なり。翁の易に關する説は長けれども参考のため茲に之を掲ぐることにせん。

○或人問ふ、四十有九策、十有八變の筮法は、古來よりの法にて、人により聊の異儀こそ有れ、總て僞法なりと。捨たる人は有ること無し。然るを前に此は、絶へて筮し得まじき筮法なりと云るは、何等の説有りて言る事ぞ。答ふ、其謂ゆる古法は、眞の古法に非ず。姫昌が新法なること、四十九策を用ふるにて、更に論ひ無き事なり。

そは既に引たる、通志玉海などに載せる古説に、歸藏用四十五策、周易用四十九策と有にて知べし。

斯て其古説中に、以象三などの字を挿入し、再扞而後卦と云ふは、重卦法を示せる語なるを、左右兩策を揲へし奇を指間に狹める後に、挂る義に翻案し、掛に作り、一

爻三變のいと勞煩しき擬筮法を作り、且下文に、十有八變而成卦、ちう僞文をさへに挿入せり。

この僞筮法の揲著する儀は、漢儒以來の註釋どもに普く出て、互に少かの異同はあれど、皆人の知れる事なれば、委くは云はず。

然るに其筮法は、も四十九策を以て、其法の如く行ふに、過不及の數出來て、眞筮を得がたき物なり。其は此筮法に従事せる人ながら、眞勢達富と云る人の説に、夫著を揲へて得る所の策、四を奇とし、八を偶とす。然るに四十九策にては、初變に、左手の策を揲へて一を得れば、必ず右の策より三を得て、掛一の策と三合して、五策の奇數と成る。

これ奇數を得るの一なり。○今云挂一の策とは、かの僞文の掛一、以象三と有るに依りて、右手の一策を、小指間に狹めるを云へり。下これに效ふべし。

或は二を得れば、必ず右の策より二を得て、掛一の策と三合して、五策の奇と成る。これ奇數を得るの二なり。

或は二を得れば、必ず右の策より二を得て、掛一の策と三合して、五策の奇と成る。

これ奇數を得るの二なり。

或は三を得れば、必ず右の策より一を得て、掛一の策と三合して、五策の奇數と成る。

これ奇數を得るの三なり。

さて四を得れば、必ず右の策より四を得て、掛一の策と三合して、始めて九策の偶數と成る。

○今云上には四を奇とし、八を偶とすと云つゝ、此には五策を奇と云ひ、九策を偶と云ふことは、舊く四十九策を用ひて、其奇偶を斷はる說等の中にも、朱熹が說に、一變所餘之策、左一則右必三、左二則右亦二、左三則右必一、左四則右亦四、通掛一之策、不五則九、五以一其四、而爲奇、九以兩其四、而爲偶、奇者三、偶者一也、と有るに當りて云ふ說なり。

是奇數と成るもの三、偶數と成るもの一、此は奇偶三増倍の扁倚なり。豈これを公正の立法と云むやと云ふにて知るべし。

そは信に此說の如く、扁倚なるが故に、試みに著を執りて、四象の過不及を驗

するに、奇數の出ること甚多く、偶數の出ると、十中の三に在りて、三奇の老陽、二奇一偶の少陰おのゝ二十反出る中に、二偶一奇の少陽の出ると、十反に過す。三偶の老陰出ること、僅に一二反なり。是を以て、乾卦の出ると常に多く、坤卦の出ること甚希なり。然れば其所屬の卦々の出るにも、過不及あると、推して知るべし。古今の易學者流、この議なきは論ふに足らず。四十九策と定めし、姫昌は更なり。此を傳へたる孔丘氏も、此に心著ざりしは、何ちう事ぞも。

然るに此人、四十九策の非を辨へたる說は、宜なれど、又別に、九は八の誤字なりと言ふ說を立て、其言に、四十八策の用數にては、初變に、左策を揲へて一を得れば、必ず右の策より二を得て、掛一の策と三合して、四策の奇數と成る。

これ奇數を得るの一なり。

或は二を得れば、必ず右の策より一を得て、掛一の策と三合して、四策の奇數と成る。

これ奇數を得るの二なり。

或は三を得れば、必ず右の策より四を得て、掛一の策と三合して、八策の偶數と

成る。

これ偶數を得るの一なり。

或は四を得れば、右の策より三を得て、掛一の策と三合して、八策の偶數となる。

これ偶數を得るの二なり。

是奇數と成る者二偶數と成るもの二なれば、奇偶等分にして、十有八變中に隻半の冗策なく、毫髮の支吾なく、眞に至正の筮法なりと云り。

こは前説と共に其門人松井暉星と云ふ人の著せる象變辭占と云ふ物に見えたり。

此は古今の易學者流の説等の中には、卓越たる説なれど、仍十有八變の先入、其固疾と成りて、彼四字の機入は更なり、掛字は卦字の僞字なる事をも辨へず、別にかく臆説を工夫して、本の煩勞なる筮法に従つ、無證にこの新説をなも立たりける。

其は此、本書に、四十八策の本據を云る説に、古傳云とて、夏には三十八策を用ひ、般には四十八策を用ふと、四十八策は勿論也、三十六策にても筮すべし、獨

四十九策にては、斷然として筮すべからずと言へり。然れど四十八策の事は古書に絶て證文有ることなし。然れば此は上に引たる通志、及び玉海などに、四十五策と有る由を、途にきつて聞誤れるか、或は杜撰かの二つを出す。然ればこそ古傳云とて、書名をば擧ざりけれ。其道に取りては、無上の重き事なるに、然る臆斷をしも爲べき事かは。

倍し新説を立つも、其筮法の勞煩しく、且迂遠にして、急卒の事に施用し難き事をば、自知せるが故に、十八變の筮を立る長き間には、自然に神氣一致せず、惑亂妄想の發する事あれば、其代りに用ふる由にて、圓子とて、表裏に初二三四五上の字を刻み、朱と藍とを刺たるを十八箇作り、そを擲て、本卦及び之卦を索むる擧をしも、吾も用ひ、門人らにも、傳へてぞ有ける。此は必かの擲錢、また靈棋などの法よりや思ひ著けむ。

其圓子と云ふもの、或人その傳を受たるを、密に見たる事あり、然して彼擲錢法の類をば、甚く斥けて、大切至極の天命を請ひ、鬼神を驚かし奉る事に、兒戲玩具に等しき所爲にて、不敬侮慢の至なり。不敬無禮なる時は、鬼神威格せず、感



格せざれば其卦應せず何の用をか爲さむ聖人は爲にこそ著筮の法をば立給へれ其他種々の設卦法ありと言へども都て取るに足らずと門人その遺説を記せるは何なる事にか予を以て是を視れば圓子は更なり十有八變の筮法も兒戯に等くこそ思はるれ然れど此達富及び其門人暉星ばかり易眼を具し稽疑判斷の法をも辨へ知たる人はまた無くなむ。

又是に就て按ふに近く寶曆の世頃に平澤常矩と云る人あり此人の言に擊辭傳なる十八變の筮法を孔子の言と爲れど看來るに變營數次にして俄頃辨じ難く急卒の際いと便利ならず且註語錯亂して聖人の全文に非ず疑はしき者なり次に擲錢法心易法また取捨なくば有べからず今年年來これを試みて其一定據るに足ざる事を悟る故に古法を斟酌して自己の發明を加へ別に一家の法を立つ惟易の活法に契ひ應驗の過なきに頼る世の易學者或は予を扣きて蜂起すとも是に答ふるに詞を以てせず直に著を立て其應驗を示さむと言へり。

此は其著せるト筮經驗と云ふ物に見えたり十有八變の筮法を看破せる見識の高きこと古今に類なく是また易學者流中の一偉人にぞ有りける。

略筮法

斯て其筮法に五十著を執り其一策を取て格の中刻に置いて虚一に象どり四十九策を手に信せて中分して二と爲し右の一分を格の右の大刻に置き其中の一策を取りて左の小指間に掛け左手の一分を右手を以て四々四々と撰へ八除して其奇策一を乾とし二を剋とし餘は之に效ひて是を上卦とし再總數を合せて前式の如く其奇策を見て下卦とし其變爻を取るには復綜合して三々三々と撰へ六除して奇策の數を以て初より上爻までの六位に當て一爻變を作れり是世に謂ゆる略筮法なり。

此は其著はせるト筮蒙筮と云ふものに出せり然して其ト筮經驗には初二三のみを變すと返す論へり松井暉星が此の筮法を破れる説に是變爻法にては一生涯に幾千萬筮を爲すと雖ども一卦として不變の卦に遇ふこと無くかつ固より易道は變化を尙む事なる故に二爻變もあり又は三爻四爻五爻もあり六爻皆變の卦もありて是易の變易交易たる所以なり然るに此略筮にては卦ごとに必ず一爻變に局れる法なるを以て不變の卦と二爻以上の變と云ふ者は絶て有ことなし按ふに此は彼邦にて感動象數易法の取

扱ひは、一爻變の法なりけるを、譌りて擲錢法に轉じ、其を我邦に傳へしを、著筮に移し轉じて、彼、八除の法と爲たるなり。然ればこそ、上卦より卦を起せり。是感動易の遺法なればなり。尋でまた一人有りて、其法に據りて、下卦より先に卦を設くる法に爲たるが、即今の俗筮式なりと言はるは、實に然る事の論ひなりかし。

抑是徒の然る筮法どもは、凡て觀易の眼高らず。姬昌が僞文に欺かれて、其を批正參考する事を知らず。強ひて努めて荷ひ出せる愚法等にて、太昊神聖の古面目には都て契はぬ事なれば、一切に掃除して行ひ用ふる事なかれ。○再問ふ。十八變の筮法實に僞法ならば、古くも史蘇君平が如き、靈聖の出べくも非ず。然るに渠等が如く、萬變に應接せる易者の出たるは如何ぞや。予乃答むと欲るに、傍に生田篤道あり。顧みて汝この答せよと言へば、篤道云く、師は右の如く筮法の古式を論はれ在ど、また恒に我等に誨へ給へる説有れど、筮儀は、然しも泥むまじき謂あり。然るは三千年に近く、眞式は泯没せる故に、謂ゆる十有八變の僞筮及び擲錢を始め、諸般の筮儀起れるが、其を用ふる倫、各々その占判の奇中正應して、史蘇辛塵と相

並ぶべき徒も、和漢古今に少からぬは、必しも筮儀の眞僞に依りて、占判に淑慝あるに非ず。幽に神命の祐助を賜はるが故に、偶に正應あるなり。

然も有らば、前件々のごと、師の考記せられし擧はいかにと言ふに、彼、告朔の餼羊にも類すべき、其眞式のほの見ゆるを、古神易を論ひ顯はすと爲ては、筮儀は然しも泥むべきに非ずとて、默止あるべきに非ざればなり。

其、由いかにと言ふに、誰にまれ、此道に心を潭め、力を竭し、然く習慣せる人は、此道を始め給へる、太昊氏一號扶桑太帝、また竝に立て事成し給へる、泰一小子一號、東華大神、及び天地、雷風、水、火山、澤の八神、また天神地祇、列仙諸靈の降臨照鑒おはし坐ば、誠意だに道に當らば、占判に正應有むこと、何か疑はむ。

今擧たる諸神の名、及びその功德などの事は、師の著書あまたに、説辨へられしを見て知るべし。

抑さる至聖の人は、腹中既に一部の易有りて、四千九百六變の卦も、我丹田方寸の間に繫辭すれば、其、耳目に觸れ、其思慮に感ずる所、すべて天下の故に通じて、一として爻を生じ卦を立てべからぬ物なく、疾がすして速に、行ずして至れば、何ぞも

筮儀に拘はるに足らむ。實には機に臨み變に應じて、環觀活用する中に筮法の眞式は具はる事なり。

但し己篤道はも、唯に此道の一隅を聞き此文の一斑を窺へる耳こそ有れ。然る位域はしも九天の上を仰ぎ、九淵の下に臨むが如くなれど、今より後習慣年を踰へ、積熟功を經たらむに、今の仰ぎ窺ふ物や、卑く、今の望み觀る物や、淺からの事を負氣無れど庶幾ひて、傍聞を憚らず。かくは言舉なすに、なも、扱師の上に委しく辨へ給へる如く、天地の間に活とし活き、生とし生る物の盡く、各々一生本命の卦あり、年々の卦あり、節々の卦あり、細に推し、精く求むる時は、一日一時一刻の卦さへに、具足備して、造次も離れず、顛沛も去らず、昭合密著して、火に操あり、水に濕有る如く、皆その性命と成る事は、即て天極に坐す太祖參神の賦與し給ふ所にして、是ぞ謂ゆる天命なる。

この三神の由來及び天命の本義は、我が師の諸書によりて、始めて玄の又玄、妙の又妙なる旨の著明に成れること、今は人も普ねく知れるが如し。然れば常に能く此天命を知りて、其時處位に即て、また能く其天命を奉じて之に

率ひ之に據て宜て悖逆乖違せざる者を成人と云ひ、其否ざる者を小人と云ふ。是を以て大に爲こと有り。行ふ事有るに非ざれば、善を操へ交を畫して、問筮する事を用ひずして、之を我が天命に求むれば、稽疑の方備はり定り、尙占の道虧る事なく、儼然として違ふべからず。確乎として拔べからず。争でか爲る事あり。行ふ事ある毎に、問筮して以て、眞正の徳を喪ひ、晦吝の咎を招がむや。此は世の周易學者、および日家者流などの、能く知る所に非ざるなり。此れ平田氏の三易由來記に存する所、言極めて明瞭にして、又徳川時代に於る易者の一般状態を知り得るを以て、茲に之を掲げしのみ。

### 第十六節 筮法の價值

占筮は人情なり。古今東西一様に之れあり。但だ其法一ならず。日本の太卜亦其一なり。而して星占の法西洋古代より存し、今日に至りて盛んなり。(第三編占筮論參照)而して支那の古代に於いて、占法に三種あり。一を龜卜となし、二を占筮となし、三を夢占となす。周禮に此れ等三者を列舉せり。其の文を披萃すれば左の如し。

〔天卜〕 三兆の法を掌る。一に曰く、玉兆、二に曰く、屋兆、三に曰く、原兆。其經兆の體皆百有二十。其煩皆千有二百。三易の法を掌る。一に曰く、連山、二に曰く、歸藏、三に曰く、周易。其經卦皆八。其別皆六十有四。三夢の法を掌る。一に曰く、致夢、二に曰く、解夢、三に曰く、咸夢。其の經運十。其別九十と。註に曰く、兆とは龜を灼きて火を發し、其形占ふべきあり。其の象玉、瓦、原の壘罅に似たり。是れを用て名く。

本筮は大傳の意なり。故に本章之を述ぶ。中筮略筮の如きは易本來の思想にあらず。故に之を茲に述べずといふ。周易十八變の筮法果して天地の眞理に合するか。吾人今日の思想に於ては之を批評するを要せざるべく、而して之れが内含的の批評を試むるも亦必ずしも有用の事にあらず。中筮略筮に従ふと雖も亦必ずしも不可なるにあらざるなり。

### 第十七節 筮法は何に象るか

易の大傳に云はく、

大衍の數五十、其の用四十有九。分つて二と爲し以て兩に象る。一を掛けて以て三に象る。之を揲るに四を以てして以て四時に象る。奇を扚に歸して以て閏に象る。五歳再閏故に再扚して後掛く。

此れ筮法象る所ある也。此に注意すべき要素五あり。曰はく、五十より一策を除くこと。曰はく、以て兩に象るとなすこと。曰はく、以て三に象るとなすこと。曰はく、四揲以て四時に象るとなすこと。曰はく、奇を扚に歸して以て閏に象るとなすこと。是れなり。今一々之を吟味せんとす。但だ第四と第五とは最も明白なるが故に贅せず。其餘の三者に就て述べんとす。

(一) 一策を除くと 一策を除くに付ては古來皆以て太極に象るとなす。王弼曰はく、

天地の數を演ず、頼む所の者は五十なり。其用四十九なれば則ち其一用ひざ

るなり。用にあらず。而して用之を以て通ず。數にあらず。而して數之を以て成る。斯し易の大極なり。四十有九は數の極なり。夫れ无以て明かにする无かる可らず。必ず有に因る。故に常に有物の極に於て必ず其の由る所の宗を明かにするなり。周易古註 卷七。七牧

是れ「一」を以て大極となし、又老子の「無」となし。此の「無」は四十有九策によりて其の用を運轉すとなすなり。「一」を以て太極となすに其外于實、崔顥皆然らざるなし。朱子も亦以て太極に象るとなし、而して其當用の策、凡そ四十有九。蓋し兩儀の體具はりて未だ分れざるの象なり」と言ふ。啓蒙 朱子の哲學に在りては太極は理にして形而上なり。隨て萬物々普遍なり。一策の除くは即ち此の太極に象るとなすなり。而して四十有九は陰陽二氣の未だ分れざるの象なり。智旭の周易禪解に云はく。

著を操ふるの時に及び、又五十數の中に於て其一を存して用ひず、以て用中の體を表す。亦无用の用は本體の太極と實に二あるにあらざることを表す。夫れ體より用を起すは即ち不變隨緣の義也。用中の體は即ち隨緣不變の義

なり。卷八。十。六枚

是れ「一」を以て太極となし、又「無用の用」の體となす。佛教思想より解したる者なり。

又易學啓蒙通釋の註に左の句あり。朱子の説を明かにするに足る者あり。曰はく。趙彥肅の易解四十九莖を以て握りて未だ分れず、太極の象となさんと欲す。朱子之に答へて曰はく。恐くは未だ穩當ならず。蓋し太極は形而上なる者なり。兩三四五は形而下なる者なり。若し四十九策を合し之を命じて太極の象と曰ふ可ければ則ち兩三四五も亦合して之を命じて太極の體と曰ふ可し。蓋し太極は陰陽五行に外ならずと雖も而かも亦陰陽五行を雜へず。其の握りて未だ分れざる者を以て太極に象らんよりは反りて一策の用ひざる者を以て太極に象るとなすの病なきに如かざるなりと。

是に由りて觀れば朱子は一を以て太極に象るとなすなり。而かも之に付て客觀的の論據あるにあらず。單に之の説を以て穩當なりとなすに外ならざるを見るなり。朱子又曰はく。

天一を虚ふす。故に四十九策を用ふ。

又曰はく。

參天兩地は便ち是れ天一を虚し去り、只だ天參を用ひて地二に對するのみ是れに由れば一は天「一」に象れるなり。而して啓蒙通釋の作者胡方平は則ち曰はく

愚謂ふ。一を太極となす。一を虚ふするは太陽の存せざるなきを見る所以其の用ひざるは用の原齡たる所以。

是れ又太極を以て在らざるなく「一」を以て之に象るとなすなり。京房曰はく。

其の一用ひざるは天の生氣將さに虚を以て實を來たさんとす。故に四十九を用ふ。

是れに由れば一は「天の生氣」なり。馬季長云はく。

易に太極あり。北辰を謂ふなり。太極兩儀を生ず。兩儀日月を生ず。日月四時を生ず。四時五行を生ず。五行十二月を生ず。十二月二十四氣を生ず。北辰位に居りて動かす。其餘四十九轉運して用ふるなり。

是れに由れば一は太極即ち北辰に象れるなり。荀爽曰はく。

卦各々六爻あり。六八四十八。乾坤二を加ふ。用凡そ五十。初九潛龍勿用。故に四十有九を用ふ。

是れに由れば一は初九潛龍勿用乾ノ卦初九ノ辭に本けるなり。然れども筮法は遠く其の以前の發明に係る。縦ひ初九潛龍勿用の意味を取るとするも一を除くは初九に象れりとするは殆んど其の可を見ざるなり。谷川龍山曰はく。

蓋し大衍五十より其の四十八策を取つて二策を置いて用ひざるものは則ち天地の體に象るなり。然れば大衍五十なるものは體にして其の用四十有八なり。經文に其の體五十の辭なしといへども其の用と云へば其の體五十なること亦知るべし。論語に禮之用和爲貴と云ひて禮の體は嚴なることを言はざるが如し。古文に往々此の格あり。これを省畧文と云ふなり。其の四十八を合して一とし、以て太極に象り分つて二とし、兩儀に象る。然るに其の分而爲二以象兩と云ひて合而爲一以象太極と云はざるものは是れ亦省畧文法なり。然れば則ち四十八を合して一とし、太極に象り分つて二とし、兩儀に

象る。是れ大極分れて兩儀となるを以てなり。然るに大衍本義の條に五十は大衍の全數にして大極の體數なることを云ひ今亦四十八策を合して復大極に象ると云へるものは何ぞや。夫れ四十八策は大衍の用數なれば則ち大極に於ても用數とすべきなれども、大衍は數に由つて名づけ大極は象數を兼ねて言ふの名にして天地の間象數にもるゝものなき故に天地の象數を統べて大極と云ふ。分つてこれを言へば人人箇箇に大極あり、人人箇箇に天地あり、萬物皆然るゆゑに其の義廣く其の言大なり。但し大極は天地を一にし三歳を統ふるの象なれば、其の大衍五十を合して固より大極と名づけ其の用數の初變四十八策を合して亦大極と名づく。二變三變に至り或は四十四策或は四十策或は三十六策といへども左右の策を合して一とするは皆大極の義なり。唯一變にかざるに非ず。故に大極は天地を一にし三極を合する名にして道の淵源の根基なれば策を合して筮事を問ふなり。大傳に此所を天下の至神と説きたまへり。一を除きて大極とすること其の義當らず。此の説は四十九策を用ゆる誤より附會するものなり。又二變三變たりとい

へども其の分合の法は固より大極兩儀に象る故に別に説なし其の法は初變と同じければなり。此に由つて觀れば唯策を合一にするを大極と云ひ分つて兩儀とし一の掛して三才とし揲ふるに四を以て四時に象ることは三變皆同義なれば何ぞ大極のみを疑はんや。是れ合而爲一以象大極の文なきものは其の省略文なることを知らずして大極に區々の説あるものは聖筆の文法を曉らず筮法に通せざるものなり。

是れに由れば二策は天地の體に象れるなり而して五十策は大極四十八策も亦大極乃至四十四策四十策三十六策等左右を合したるときにも太極の名稱を應用すべきなり。崔憬曰はく、其用四十有九は長陽七々の數に法るなり。六十四卦既に長陰八々の數に法る。故に四十九策は則ち長陽七々の數に法る。云云一を舍いて用ひざるは太極に象り虚にして用ひざるなり。(周易集解)

諸家の説皆其意を以て言ふのみ。典據あるにはあらず。蓋し此等の諸家は「一」を以て象る所ありとななり。果して然らば大傳は何が故に象る所を言はざるや。諸家の説は私智を以て大傳に蛇足を加ふるの類にあらざるか。大傳に兩に象ると

言(一)三に象ると云ひ、四時に象ると言ひ、而して一を除くに付ては何等言ふ所なし。則ち諸家の説たる大傳以上に出で、之に蛇足を加ふるものと言ふも決して過言にあらざるなり。經驗説より之を見るに一策を除くは何等象る所あるにあらず。單に便宜のためのみ。是れ大傳の言はざる所以なり。

要之。五十策より一を減ずるは全く己むを得ざるに出づる者にして象れる所あるにあらず。四十九は分れて兩儀となる。是の點より觀察すれば四十九策其者が太極に外ならざるなり。其用四十有九と言へるは太極の用を言へるにあらず。五十策の中に付て用ふる所を言へるなり。故に「其用四十有九」と言へばとて「其體五十」と言ふにあらざるなり。又易の作者は其の用四十九と言へるときは此れ太極なりとの思想がありしや否や知る可らず。但だ分れて兩儀となる所より推測すれば太極たりと言ふに外ならず。然れども繫辭傳に「易有太極。是生兩儀」の句あるより見れば此の推測は蓋し穩當なる者なり。

(二) 兩に象ると「分けて二となす」は兩に象るなり。即ち天地なり。左は天、右は地なりと云ふことに於ても諸説皆一致す。兩は或は陰陽とも解し得べし。然れども後

に三に象るとあり。三は三才なりとせば兩を以て天地となすを穩かなりとす。參天兩儀の參と兩とはあらざるなり。繫辭傳中の「易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦」に於ては兩儀は陰陽兩者なり。天地は八卦の中に包含せらる。筮法は之れと異なり。先づ天地を生じ「三才」を生じ、四時を生ずるなり。筮法は大體に於て天地の進動を模倣するのみ。

(三) 三に象ると、兩を以て天地となす者は三を以て三才となさざるなし。一策を掛るは左手よりするものあり。(河田孝成の如き是れなり。)右手よりするものを普通とす。吾人の觀る處にては左手を天となし、右手を地となすは筮法の作者其人の思想なりしや否や知る可らず。但だ手の運動より言へば左が根本たる故、左手を天となすが穩かなる如く思はるゝのみ。而して右の一策を取るも亦手の順序なり。左の一策を取るより便なること實際に照らして明かなるべし。左を天、右を地と定めたる後は理論上地の一策を取りて人に象るとなす方穩かなれども理論よりは手の順序が先づ此の筮法を作りしなるべし。

兩と參とは天地と三才となること殆んど定説なり。根本羽織翁は異説を立て、兩



は兩地三は三天の意なりとなせり。曰はく。

兩に象るとは兩地に象るなり。說卦傳に曰はく參天兩地數に倚ると。舊註以て兩儀に象ると爲すは非なり。三とは三天に象るなり。舊註以て三才に象ると爲すは非なり。

然れども先づ地に象り、後に天に象ること穩かならず。翁の解釋は餘り文字に拘泥したる者なり。今取らず。

要之。四十九策を分ちて二となし、以て天地に象り、更に一策を掛けて以て三才に象り之を四揲して以て四時に象る。

### 第十八節 筮の器

筮に用ふる器數あり。一に曰はく著。二に曰はく算木。三に曰はく積。四に曰はく小刻。五に曰はく案。是れなり。此の中に就て最も必要なるは著なり。著筮二字別なり。著は音し、著は音き。通本の繫辭傳を始とし、易に關する一切の書物は皆此の字を用ふ。字書も亦此の字を以て易器の名とし、筮字を脱す。其の著の字を載せ、且つ

以て易器となすは六書精蘊あるのみ。筮、策の字皆竹を冠らす則ち占筮するに竹を用ひしこと知るべし。故に筮の字を以て正しとなすべし。然れども筮の書古書に見へず。恐くは信す可らざらん。故に今は筮の字に従ふ。說文に天子は九尺、諸侯は七尺、大夫は五尺、士は三尺とあり。是れ周の禮なり。九尺は今日の日本の尺にすれば、六尺餘なり。史記龜策傳に云はく。

天下和平にして王道得て、著の莖長さ丈あり。其の叢生、百莖に滿つ。下に神龜ありて之を守り、上に雲氣ありて之を覆ふ。

詩に澄彼苞著とあり。說文には蒿屬とあり。即ち著の字は古來蒿の種類とせられしものなり。周の禮は吾人之を用ふるに及ばず。故に策の長さは各人の思ひ思ひに任かすべし。日本にて徳川時代の俗間に用ひしは九寸なり。算木。周の代未だ今日の算木なし。儀禮の文によりて明かなり。曰はく。

卦者左に在り。坐し。卦木を以てす。筮を率へ。乃ち卦を木に書す。鄭玄註に曰はく。

卦は史の屬なり。卦木を以てする者は一爻毎に地に畫して以て之を識るす。

六爻備はれば板に書す。史受けて以て主人に示めす。

即ち卦爻を木板に書せしなり。未だ算木なる者なし。其の之れあるは何れの時代なるやを詳かにせず。

卦。繫辭傳に「一を掛」とあり。朱子は一策を小指に掛くるとなりとす。羽嶽翁は掛けて用ひざるの義とす。何れにせよ、掛は掛くるとなり。天子一策は九尺即ち指間に掛くるを得ず。恐くは小刻の器ありしなるべし。

扚。扚に就ても亦諸説あり。朱子は挾勅の義、左手の第三指と第四指との間に挾さむ義なりとす。伊藤善詔亦之に従ふ。郝敬の説に據れば零數を扚と曰ふ。扚扚同じ正數の外に零する所の數なり。禮記王制に「祭りは數の扚を用ひ、喪は三年の扚を用ふ」とあり。故に古零數を言て扚となせしを見るべし。羽嶽翁は此の説に従ふ。谷川龍山は二刻を有する器の名とす。

今按するに大傳の「歸奇於扚」の句、奇は何を意味するや、其の説の分るゝに従ふて扚に對する説も亦二に分る。奇は虞注に據れば、掛くるところの一策なり。果して然りとすれば、其の一策を指間に挾むとなすは何等の意味もなきこと故、勢ひ此の

一を零數に合することとなさざるを得ず。若し奇を以て四揲の餘の零數となさば、之を指間に挾むとなすべく、或は之を器に歸することとなすべし。吾人の觀る所を以てすれば、奇は四揲の餘の零數なりとなすを穩かなりとす。之を判斷するは文勢に據るの外なし。且つ扚を零數とし、奇を一策となす説に従ふときは、一策と零とを合したる者が閏に象ることとなる。然るに一策は本人に象りし者なり。故に此の方面より見るも、此の説穩かならざるなり。且つ奇を一策とするときは、扚は左の扚なりや、右の扚なりや、一方の扚にのみ、之を合し、他方の扚に合せざるは穩かならざるにあらずや。且つ五歲再閏。故再扚而後掛とあり。再扚は左右の零數なり。左右二の零數を以て再閏に象る。一の扚を以て一の閏に象ること明かなり。一策を合すること甚だ謂はれなきなり。故に吾人は奇を以て四揲の零數となす。然らば扚は指間なるか器なるか。歸奇於扚の扚は名詞にして、再扚の扚は動詞なり。扚は零數を置く作用なるべし。隨て零數を置く所を指して扚と云ふなるべし。零數を置くは小刻ある枕木なり。掛も之と同一を掛くるとなり。隨て一を掛くる所をも指して掛と言ふなり。扚掛共に策のみを指すこともあるなり。掛扚共に

「作用」場所等の意味をも包含せり。仿は數なれども扱は數にはあらず。二字全く別なり。

贖 著を藏するの器を名けて贖となす。儀禮によれば贖には上下あり。相ひ合して著の中に藏む。龍山の説に據れば其の形圓筒にして竹筒を厭ふ。黃楊或に櫻にて作る。

案 案は單に案なり。

以上述べたる諸器の制度は先天の理論に由りて此く定まり居るにあらず。易の思想と關する所少し。故に各人の隨意に之を作り得べきなり。

著室 易大全筮儀の條に曰く。地の潔處を擇むで著室を作る。戸を南にし。牀を室の中央に置くと。凡そ筮は心を專一にし天人感應を期せんとす。是れ支那一般の思想なるが故に潔處を撰むで著室を造るは最も此の思想に適合したる者なり。

是を以て天の道を明かにして民の故を察す。是れ神物を興して以て民用に前つ。聖人此を以て齋戒して以て其の徳を神明にす。(繫辭傳)

聖人其の心を齋戒し、以て鬼神に接するを言ふなり。

## 第二章 占驗論



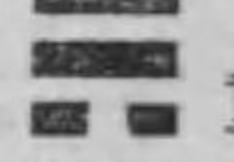
### 第一節 占驗法一般


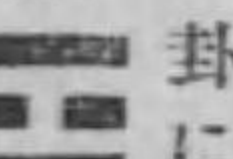
占筮は其象を得て以て未來を知るを得るとは易に關する古來の定説なり。余は別項に於て述べしが如く易を以て一種の處世的道德的の訓戒となし、平素之を弄ばんとする者なれども古來占筮のために用らるゝ者なれば其の一般を述べて以て易が如何なる邊遊人の想像力を逞しうせしむるかを示めさんとすなり。

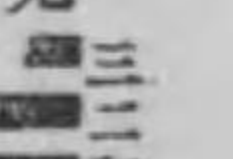
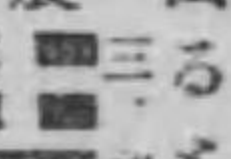
占驗は周易の文字丈にては出來難し。何んとなれば周易の文は極めて簡單にして要領を得難ければなり。且つ此文に由りて占はんとするも、結婚を占ふて師の卦を得るとあるべく、臣を占ふて君の爻の動くとあるべし。故に周易の本文丈にて一つの事柄を占はんか、極めて心細き限りなるべし。世には此種の經驗を嘗めたる人もあるべし。故に占驗せんとする時は勢周易の本文以外の方法に由ら

ざる可らず。

其方法如何となす他なし得卦と之卦とに就て各上卦と下卦とを比較しあらゆる聯想を呼び起し之を其事柄に照らして判断する外なきなり慣るゝに従ふて巧者になる者なり然れば占驗するには卦の性質を熟知せざる可らず八卦の各一につきては固より重卦の全體より之を八卦に見立てると例へば

風地觀を  となし  風澤中孚を  となす如し互體を見ると等に熟するを要す判断は何れにも決し得べき様なれども易にて占ふ以上は易の性質を呑み込み其各自任意の判断をなすは已むを得ぬことなるが易の性質を呑み込み占はんと思ふ人は成るべく多く易の事柄を知了するを要す著を用ゐて卦を得たる時にも數多の聯想が其卦に付いて起り來るを要するなり。

左の一法の如きは占驗の際種々の聯想を引き興し判断の材料を興ふるものとして極めて興味あるものなり例へば  澤火革の 一卦に付て初九が少陽にて出で而も其掛初が九二が四三が八にて出る時は坎  と觀察し又革

の六二が少陰にて掛初が五二が四三が八にて出るときは兌  と觀察す若し九三が掛初が五二が八三が八にて出る時は震  と觀察するなり其餘類推すべし故に一卦六爻が各一卦の意味を有すと見るなり此く見る時は一爻には重大なる意味が包含せらる占筮には此法を以て最も重要な者となすべし。

### 第二節 占驗諸例

今谷川龍山の占驗諸例の中二三を摘録して以て所謂筮者が易に於て如何なる心的進動をなすやを述べんとす。

此條占筮ノ的中シテ意ノ確實ナルモノヲ擧テ以テ同志ニ告グ。學者此占ヲ以テ萬事ニ活用ミルキハ其ニ於テ思中ニ過ン。○甲戌七月十六日ニ翌十七日十八日ノ晴雨ヲ筮ス。十七日ニ晉ノ觀ニ之ヲ得。十八日ニ困ノ本ニ之ヲ得。占ニ曰。晉ハ地上ニ升リテ高閣ヲ照スノ象。觀ハ風地上ヲ行ノ象ナレバ十七日ハ晴天ニテ午後ヨリ風アラシ。又困ハ水澤下ニ漏下ノ象。萃ハ地上ニ止水アルノ象ナレバ十八日ハ大雨ナラント云フ。

悉ク中ス○丙辰ノ年豊凶ヲ筮シテ訟ノ不變ヲ得タリ。爻卦ハ  
 ヨリ六月迄ハ雨多カラシ。亦七月ヨリ十二月マデハ晴多カラシ。爻卦ヲ見レバ東國ハ豊  
 年ナラン。西國ハ雨多ニシテ凶作ナルベシ。卦象ト爻卦ト米ハ始安クシテ半ヨリ上ルベシト  
 云フ。果シテ中ス○同米價ノ高低ヲ筮シテ臨ノ夫ニ之ヲ得。占曰。臨ハ地下ニ澤ノアル象  
 ニシテ始安キ意ナリ。夫ハ臨ノ内卦ノ兌易位ニシテ天上ニ升ルノ象ナレバ七月ニ至テ  
 大ニ上ルベシ。然レドモ兌ハ止水タレドモ潤下ノ性ニシテ久ク天ニ止ルモノニ非ズ。必  
 再易位シテ訟トナリ。圖ニ見エタリ。天ヨリ下ルノ意アレバ七月ニ天井直數出テ、夫ヨリ  
 安リ往來高下アルベシト云ニ中ス。乾兌トモニ秋ニ取ル且直數甲子二月或ル邸ニ期貫  
 ノ井ヲ造ラントス。水出ルヤ否ヲ筮シテ復ノ震ニ之ヲ得タリ。占之曰。初爻ヲ石トス。此石  
 マデ鐵棒通テ後又中段ニ石出來テ震爲雷。始ノ棒却テ中段ニテ止リ下ヘハ通ラヌ象ナ  
 リ。故ニ水出マジト云フニ中ス。○或下舍ヲ求ムルノ吉凶ヲ問フ。筮シテ家人ノ中孚ニ之  
 ヲ得タリ。占之曰。家人ハ家ノ卦、中孚ハ彼我相向テ信アルノ象ナレバ求メテ吉ナリト云  
 フ。遂ニ求メテ吉ナリ。以上ハ余並ニ同門ノ占ヲ記ス。故ニ姓名ヲ畧ス。師家 ○榮田氏運氣  
 ノ吉凶ヲ筮シテ大畜ノ益ニ之ヲ得。先生占之曰。吉ナリ。大畜ハタタハフルナリ。益ハサカ  
 フルナリ。乾ナリ健ハ。震ハ動ナリ。乾震トナル。健ニシテ動クノ義ナリ。長ハ萬貫ナリ。巽ハ

震々々兌震兌

運從ナリ。長巽トナル。萬貫ニシテ運フノ象ナリ。大畜ハ止ナリ。益ハ惠ナリ。大畜ノ益ニ之。  
 巽ヲ止メテ人ヲ惠ムノ意アリ。故ニ内剛健ニシテ能。勤メ、外萬貫ニシテ能。運フ。是以巽ヲ  
 止メテ人ヲ惠ム時ハ必昌ン也。○且夫乾ハ金ナリ。玉ナリ。長ハ止ナリ。大畜ハ聚ナリ。聚ナ  
 リ。養ナリ。震ハ動ナリ。巽ハ運ナリ。益ハ増ナリ。大畜ノ益ニ之ハ此財ヲ集メ、養ヲ養ミ、人ヲ  
 養ヒ、業ヲ増スノ卦ナリ。吉孰カコレヨリ大ナラン。其必蕃昌セン。後果シテ其言ノ如シ。國此  
 漢語司空季子ノ占辭ニ徵フモト。○先生泉州貝塚ニ遊歴ノ時。或醫師ノ息旅亭ニ來テ身ノ  
 吉凶ヲ問フ。コレヲ筮シテ乾ノ不變ヲ得。占之曰。吾子ハ人ト不和ナル意アリ。親ニ從ハザ  
 ル意アリ。屬意アリ。亢意アリ。遠行ノ意アリ。皆乾且前年瘡毒ヲ病タルヲアラシ。醫生ガ曰。  
 然リ。先生又示シテ曰。再病意アリ。其病頭ヘ上リ。腐爛シテ命ニモ係ルヲアラシ。慎ムベシ  
 ト云フ。後果シテ瘡毒頭ニ發シテ死セリ。此白蛾先生天壤通ノ占。○或人余ノ婚姻ノ吉凶  
 ナ問フ。筮シテ臨ノ節ニ之ヲ得。占之曰。臨ハ彼我相望ナリ。節ハ節義ヲ守ルノ義アリ。且坎  
 ノ中男上ニ位シ、兌ノ少女下ニ居テ男女位ヲ正クシ。宅齊ノ象ナリ。吉孰カ此ヨリ大ナラ  
 シト云フ。終ニ娶テ吉ナリ。○或人曰。予ガ子二人アリ。女子ト男子トナリ。然ルニ女子ハ姉  
 ナレバ婿ヲ取テ嗣トセンヤ。他ニ嫁セシメテ吉ナリヤヲ問フ。因テコレヲ筮シテ貞ノ大  
 有ニ之ヲ得。占之曰。離ハ日ナリ。中女ナリ。長ハ山ナリ。家ナリ。乾ハ天ナリ。外ナリ。貞ハ文飾  
 ナリ。大有ハ家ヲ有ツナリ。益中女家ニ在リテハ貞ノ卦ニシテ貞ヲ文飾トスレバ、外見ハ

ヨケレドモ、日山ノ下ニアツテ用ヲナサズ。中女外ニ出レバ大有ニシテ、其家ヲ有シ。尙日ノ天ニアルガ如シ。故ニ貧ノ大有ニ之ハ中女家ヲ出テ外ニ嫁クノ象ナリ。是ニ由テ觀レバ他ニ嫁セシメテ吉ナリト云フ。果シテ富家ノ妻トナル。○余武庫ニ遊學セシ時ニ、書肆某ナルモノ大坂從弟ニ女ヲ媒約シテ婚姻ノ期ニナリケレバ再渡華ニ到テ婚ヲ調ヘントスルニ臨テ親黨シテ革ノ既濟ニ之ヲ得タリ。以テ余ニ示ス。余占之曰。革ハ改革ノ義。既濟ハ盡クルノ象アレバ此婚姻ハ調ヒ難キ意アリ。且外卦ノ兌口相背ノ象ニシテ坎ト變ズレバ内卦ノ離火ヲ剋ス。是彼ヨリ我ヲ剋スルナリ。周易ニハ生克ヲ用ルヲナシト雖モ生克ノ說ハ詳ニ易學階梯附言ニ見タリ言繁故ニ略ス。此女ノ方ヨリ約ヲ背クノ象アレバ凶ナリト示ス。某ナルモノ從弟ノ家ニ到レバ女ノ方俄ニ約ヲ背キ昨夜彼方ヨリ納徵ヲ返セリト云ヘリ。○或富家哀ヘタル所金五十兩ノ持參ニテ養子ニ來ルモノヲ謀セント云。成カ否カヲ問フ。故ニ筮シテ需ヲ得タリ。占之曰。需ハ待ツナリ。調ハザルニアラズ。然レドモ今調ルニ非ズ。先天方位ニテ考フルニ本巽ナリ。今坎ニナリ。又艮ニ之ク意アリ。然レバ我ヨリ進ム時ハ小畜トナリ。又需トナル。故ニ此所ニテ待ツベシ。坎ヨリ艮トナレバ大畜トナル。大畜ハ養子來ルノ象ナリ。又乾ノ三爻ハ三貫目ノ數アリ。故ニ金五十兩持來ルベシト云フ。果シテ養子金ヲ持來セリ。○或人養子ニ往ノ吉凶ヲ問フ。小過ノ豫ニ之クヲ得。占之曰。小過ハ背クノ占ナリ。豫ハ進行ノ象アレドモ俱ニ和スルノ象ナシ。故ニ凶

ナリト云フ。其人聞カズシテ養子ニ往ク。日アラズシテ離別セリ。○商家ノ手代番頭トスベキ者二人アリ。何レヲ番頭トスベキヤ。吉凶ヲ問フ。コレヲ筮シテ蒙ノ豫ニ之ヲ得。占之曰。一ノ手代ハ蒙ノ上爻ニ當ル。二ノ手代ハ二爻ニ當ルニ。一ノ手代蒙昧ナリ。故ニ充リ誇ル者ナラン。又二ノ手代一ノ手代ノ艮山ニ押ヘラレテ險メドモ中ヲ得タル者ナリ。且其爻辭ニ曰ク。子克家ト。故ニ二ヲ番頭トシテ宜カラン。又一ノ手代蒙昧チナスモノナレバ家内チ蒙昧ニスルモノナリ。還ケテ可ナラン。二ヲ番頭トシタラバ上爻ノ一手代暇ヲ取テ退クベシ。二ノ手代一段上テ豫トナサバ手代ノ正位ヲ得テ其人出精シテ吉ナリト云ニ皆中ス。○或士ノ曰。我國モトヨリ役替ヲ告來ルヲアリ。其役チ動ムル者四人ノ中何レノ人ナルヤ。但シ一ヨリ四マテ順アリト云フ。之ヲ筮シテ家人ノ小畜ニ之ヲ得。占之曰。離チ明トシ。巽チ命トス。故ニ明ナル人ニ君命ノ下ル義アリ。又四人ノ中何ノ人ナルヲ云ハバ初上チ外トシテ取ラズ。是初上ヲ無位ノ二ヨリ四マテ順ニシテ四人トス。其四人ノ中一番ノ人ナラント云フ言。二爻變ジテ動ナリ。且二ハ中正ヲ得。五ノ君ニ應ズ。故ニ二爻ナラントチ知ル。又三爻ハ動カズ。應ナシ。因テ二爻ノ人ト云フニ。果シテ然リ。○或ル醫師問テ曰。自宅チ求メテ醫業チスルヤ否ヤ。又他ヘ養子ニ行クガ宜ヤ。同姓ニ家ノ亡ビタルアリ。其跡チ建テ宜ヤ。此三ノ中ノ吉凶テ決セヨト。因テ筮シテ蠱ノ大畜ニ之ヲ得。占之曰。蠱ハヤブレナリ。且初爻ノ辭ニ。幹父之蠱。有子考。无咎。厲終吉。ト云ヘリ。然レバヤブレタル

跡ヲ建テ業ヲスルコトヲ告ゲタル卦ナリ。又初爻變シテ大畜トナルハ大ニ畜ユノ義ナレバ同姓ノ家ヲ建テ醫業ヲシテ吉ナリト云フ。果シテ同姓ヲ建テ業ヲ用繁昌セリ。

谷川龍山は又左傳國語の易に付て「相國易一家言」を著はせり。今其中の一節を引用して以て參考に供す。

### 第三節 周の史陳敬仲が齊に興ることを占す

莊公二十二年傳陳の厲公敬仲を生む。其の少きや周の史周易を以て陳侯に見ゆる者あり。陳侯之を筮せしむ。

敬仲、太子御寇の難を避けて齊に奔る。齊侯之をして卿たらしむ。其の子孫田氏竟に齊に代つて國を有つ。傳往時を追ふて而して敬仲が少き時周史の「筮の詞を記して以て其の占驗を證す。○周禮に曰はく、大卜三易を掌る。一に曰はく、連山、二に曰はく、歸藏、三に曰はく、周易と。今周の大史周易を掌る者陳侯に見ゆ。陳侯之をして敬仲が生涯の吉凶を筮せしむ。

觀  の否  に之くに遇ふ。曰はく是を國の光を觀る。用つて王に賓

たるに利しと謂ふ。

觀は觀示なり。全體を以て言はゞ、二陽上に在り、四陰下に在り、是れ陽剛尊に居て衆陰の爲に瞻仰せらるゝの象あり。故に觀と名づく。又人君徳を修め政を行ひて以て衆民に臨觀し衆民も亦其の徳を仰觀するの義あり。故に觀と名づく。又兩體を以て言はゞ、巽を風と爲し坤を地と爲す。風地上に行けば徧く萬物に觸る。觀示の義なり。故に觀と名づく。否は否塞なり。卦たる。上を天にし下を地にす。夫れ天氣上升し地氣下降すれば則ち陰陽交らず。陰陽交らざれば則ち雨を成さず。雨を成さざれば則ち百物生せず。故に否と名づく。又乾は君なり、坤は臣なり。蓋し君上に在つて逸豫し臣下に在つて驕慢なれば則ち其の志通せず。志通せざれば則ち政綱亂れ國家否塞す。故に否と名づく。今觀の六四變じて否と爲る。故に其の辭を引いて以て敬仲の子孫諸侯たるべきの徵を謂ふ。按ずるに易經は其の象の正義に由つて以て卦名を成し此の篇は占者の意味を主として以て卦名を轉用す。故に其の義各異なり。其の爻辭に於ける亦然り。通篇を熟讀して以て見るべし。○道に二あり。常道なり、權道なり。聖人彖爻を作つて以て

常道を教へト筮を設けて以て權道を誨ふ。夫れ觀は消長の卦大壯と相反す。故に大衰と名づくべし。然れども世教に嫌あり。是を以て聖人之を名づくるに觀を以てす。其れ觀は君子上に在つて仁徳を施し而して衆民に觀示し衆民も亦其の君子を仰觀し而して其の徳化に悦服するの義なり。且つ其の六四の爻漸くに陽を剝して以て君位に逼る。故に君臣に在ては則ち其の大義に諱む。是を以て聖人之を遷し此の爻を賓として以て玉に賓たるに用ふるに利しと謂ふ。見るべし。象爻は唯其の常道を以て教を不朽に垂るゝことを。大傳に曰はく聖人の情は乎辞に見ると。又曰はく吉凶は情を以て遷る。其の旨深い哉。今周史觀の否に之くを以て其の辞を假りて以て占徴と爲す。直に此の辭を以て占を爲する非ず。故に其の辭其の事に契ふ者は取つて以て占を爲す。其の事に當らざる者は取らず。通篇を熟讀して以て見るべし。原るに夫れト筮の注たる。必ず先づ其の窮理を詳にし其の事實を審にし而して後其の事實を得卦に照し其の卦象を觀て以て吉凶を斷す。大傳に曰はく著の徳は圓にして神卦の徳は方にして以て知ありと。夫れ微妙なる者は神なり。顯著なる者は象なり。神は著に具

にして以て靈に象は卦に見れて以て著し。故に筮者其の窮理に由つて以て其の象を觀。其の象に由つて以て其の義を察し引いて而して之を伸べ類に觸れて而して之を長すれば天下の能事畢んぬ。朱子此の書に象爻の辭を取つて以て占徴と爲す者あるを見て直に象爻を以てト筮の辭と爲す。此れト筮の道を知らざる者なり。大傳に曰はく易は象なりと。是の故に象爻は其の象を觀て之に辭を繋けて以て教を君子に成しト筮も亦其の象に由つて以て吉凶を象人に示す。且つ夫れト筮の道たる變動して而して居らず。故に其の象を取る變化して窮なし。天下の事物豈に象爻に窮盡するとか之あらん。聖人其の象の一端を取つて以て教を君子に説く。故に偶ま其の事に契ふ者は假つて以て徴とせるのみ。大傳に曰はく君子居ては則ち其の象を觀て而して其の辭を遊び。動けば則ち其の變を觀て而して其の占を玩ぶと。又曰はく占事來を知る。一も象爻を以てト筮を爲すと謂ふ者あると無し。大傳を熟讀して以て見るべし。朱子象爻を以てト筮を爲し常道を以て權道に混せんと欲する者は誤れり。後世其の説に由つて以て失する者多し。故に辨じ及ぶ。



此れ其れ陳に代つて國を有たんか。此に在らずして其れ異國に在らん。此れ其の身に非ずして其の子孫に在らん。光遠くして他自耀くと有る者なり。

此れとは敬仲を指す。是れ陳國衰亡すれば則ち敬仲が子孫將に諸侯となり國土を有たんとするを謂ふ。今生卦法を以て之を觀れば本卦の觀を陳と爲す。後には剝と爲り坤と爲る。是れ陳衰亡するの象なり。之く卦の否は本卦より一爻復り來り遯と爲り遯より姤と爲り乾と爲る。其の勢漸次に隆盛にして遂に諸侯と爲り國土を有つの象なり。蓋し敬仲陳に在らずして必ず異國に出奔せん。若し異國に在らば則ち敬仲の生涯に諸侯と爲り國土を有つの窮理無し。故に必ず敬仲が其の身に非ずして而して其の子孫に在らんとなり。然れども其の子孫諸侯と爲り國土を有つ所以の者は必ず敬仲の令德光耀以て其の子孫に及ぶに在り。自は於の猶し。他は敬仲の子孫を指す。○觀を陳國と爲し否を敬仲と爲す者は其の本卦を本と爲し親と爲し之く卦を末と爲し子と爲すを以てなり。

坤は土なり。巽は風なり。乾は天なり。風天と爲る。土上に於くは山なり。山の材有つ

て而して之を照すに天光を以てす。是に於てか土上に居る。

此れ八象を擧げて以て占する也。坤獨り地と曰はずして而して土と謂ふ者は蓋し敬仲の子孫國土を有つ當きの意あるを以てなり。風天と爲る。此れ巽乾と爲る。則ち觀の否に之くなり。其の巽風を坤土の上に於くは則ち觀るなり。觀は全體の良。良を山と爲す。故に曰はく土上に於くは山なりと。材は其の德質を謂ふ。之を照すに天光を以てすとは天命を得て國土を有つを謂ふ。之とは敬仲を指す。言ふことろは敬仲の令德美材大山の如く且つ天より之を祐く。故に其子孫に及んで當に國土を有つ當きなり。此れ前章光耀の字此の照の字と相應す。皆天命を得るを謂ふ。土上に居るとは諸侯と爲り國土を有つを謂ふ。其れ敬仲の徳大山の如く天の時を得。地の理を得。三才の全きを得。而して其の子孫遂に諸侯と爲るの象なり。

故に曰はく國の光を觀る。

此れ爻辭を引いて以て其の言を徵するなり。己下利用賓于の四字あり。蓋し下文より重複す。今刪正す。

王庭に旅百を實し之に奉するに玉帛を以てす。天地の美具る。故に曰はく用つて王に賓たるに利し。

王庭は朝廷の猶し。共に王庭に揚ぐと。是れなり。蓋し觀は全卦の艮。全卦の艮を大艮と爲し大艮を宮闕と爲す。此れ王庭の象。實は實滿なり。旅百は衆多にして而して物備るを言ふ。坤の象。乾を金玉と爲し坤を布帛と爲す。夫れ觀否排列して之を見れば則ち衆多の玉帛。宮闕に滿るの象。此れ諸侯玉帛を奉じて以て王庭に朝し天地の美具るの義。故に曰はく用つて王に賓たるに利しと。此れ爻辭を引いて以て之を徵するなり。

猶觀ると有るが猶し。故に曰はく其れ後に在らんか。

觀は我より他を觀るの義なり。此れ敬仲直に諸侯と爲るの謂ひに非ず。猶其の子孫の美盛を觀ると有るが猶し。故に曰はく其れ後に在らんかと。此れ前文此れ其の身に非ずして其の子孫に在らんの句に應するなり。蓋し省略法なり。按ずるに此の條占者の意味含蓄して而して文妙に其の意を形容す。學者宜しく熟讀玩味すべし。

風行いて而して土に著く。故に曰はく其れ異國に在らんか。

此の文。言簡にして而して能く其の意を盡くす。其れ觀の卦象を以ては則ち風地上に行くと言ふべし。大象に風地上に行くは觀と。是れなり。蓋し風地上に行く。諸れを人に取りれば則ち出奔の象と爲る。是れ敬仲出奔の象ありと雖も然れども出奔して而して後齊に行くことを知るべからざるなり。故に曰はく風行いて土に著くと。此れ風行の二字をして敬仲の出奔を示し著於土の三字を以て敬仲齊國に在つて而して爵祿を得。其の子孫に及んで國土を有つことを知らしむ。此の條獨り觀卦を擧げて以て出奔して而して異國に在ることを占するなり。生卦法に於て之を觀れば坤の卦數簡を以て齊齊に排定し巽の八卦をして其の坤卦上に横行せしむ。巽を以て敬仲に當つ。是れ方所無くして而して出奔するの象。然れども其の坤地を離れず。故に曰はく土に著くと。其れ出奔して土に著けば則ち陳國に在らず。必ず異國に在らんとなり。○坤地より此に至つて皆首章の言を徵す。下文復た其の端を更め。丁寧反復して以て其の意を終ふ。若し異國に在らば必ず姜姓ならん。姜は大嶽の後なり。

此れ上文を承けて以て其の精微を盡すなり。敬仲若し異國に在つて封土を得るは必ず齊國ならん。夫れ齊は姜姓、古昔太公望の封國、其の先堯の四嶽たり。故に曰はく大嶽の後なりと。大嶽は大良の象なり。

山嶽は則ち天地に配す。

觀を山嶽と爲す。否は天地の象。今觀、否と相並ぶ。是れ大良の六畫、否の六爻と相配するなり。

物能く兩大莫し。陳衰ふれば此れ其れ昌へんか。

仲齊に在つて而して繁昌せば陳は必ず衰へん。是れ則ち生卦の法なり。辨巳に前章に見たり。物能く兩大莫しと謂へる者は蓋し定理を以て言ふ。其生卦たることを顯說せず。是れ占法なり。此れ前文陳に代つて國を有たんに應ず。敬仲の子孫に至つて此れ其れ益昌へんか。

陳の初亡ふるに及んで陳桓子始めて齊に大なり。

此れ備に其の終始を言つて以て卜筮の效驗を紀するなり。桓子は敬仲五世の孫陳無字。

其の後亡ぶ。

哀の十七年楚復た陳を滅す。

成子政を得。

成子は陳常なり。敬仲八世の孫陳常に及んで君を弑し國を篡つて以て其の政を執る。而るに國を得と謂はすして政を得と謂へる者は蓋し其の篡逆の罪を諱むなり。

### 第四節 梅花心易要領

此の占法は宋の邵康節の作と稱せらるゝもの。今其の一二を述ぶ。

#### 1 根本の理

先づ左の數を記憶せよ。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 乾 | 兌 | 離 |
| ☰ | ☱ | ☲ |
| 1 | 2 | 3 |
| 震 | 巽 | 坎 |
| ☳ | ☴ | ☵ |
| 4 | 5 | 6 |



乾と艮とを加ふれば8となり、兌と坤とを加ふれば10となる、其他此に準ず、又

| 年    | 月    | 日    | 時    |
|------|------|------|------|
| 子 1  | 正 1  | 一 1  | 子 1  |
| 丑 2  | 二 2  | 二 2  | 丑 2  |
| 寅 3  | 三 3  | 三 3  | 寅 3  |
| 卯 4  | 四 4  | 四 4  | 卯 4  |
| 辰 5  | 五 5  | 五 5  | 辰 5  |
| 巳 6  | 六 6  | 六 6  | 巳 6  |
| 午 7  | 七 7  | 七 7  | 午 7  |
| 未 8  | 八 8  | 八 8  | 未 8  |
| 申 9  | 九 9  | 九 9  | 申 9  |
| 酉 10 | 十 10 | 十 10 | 酉 10 |

|      |      |        |      |
|------|------|--------|------|
| 戌 11 | 二 11 | 二 11   | 戌 11 |
| 亥 12 | 三 12 | 以下至三十日 | 亥 12 |

此の如く、年、月、日、時にも一定の數を定め置き、此の數に由りて卦を出すなり。

梅花の占

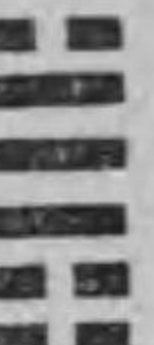
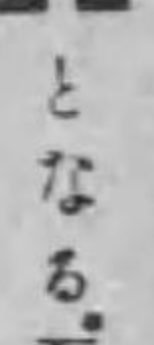
辰の年十二月十七日申の時、康節先生偶々梅を観る。二雀枝を争ふて地に墜つ。先生曰はく、動かざれば占はず、事に因らざれば占はず。今二雀枝を争ふて墜るは怪しと、因りて之を占ふ。

辰 十二月 十七日  
 5 + 12 + 17 = 34  
 八ニテ除スル

因りて兌 卦を立つ。又  
 辰 十二月 十七日 申  
 5 + 12 + 17 + 9 = 43  
 八ニテ除スル




革

を得たり更に四十三の總數を六にて除し、一つ餘まる。即ち下より第一爻變すと  
 なす。革變じて  となる。互卦に  下より二三四又は三四五を一卦と見て互  
 卦といふ。周易の通例なり。乾卦あり、兌を金となし、少女となし、離を火とす。互卦の  
 巽を木とす。乾を金となす。金は木を破るもの故に、梅木損傷せらるゝの象あり。而  
 かも兌を少女となし、巽を股となす。少女の股傷くの象あり。本卦革の下卦變じて  
 艮となる。艮を山となす。兌の金艮の山に逢ふ。即ち金の生ずる意あり。此れ等を綜  
 合して考ふれば、梅木少女のために傷けられ、少女其の股を傷くも其の傷深から  
 ざるの象となす。

ハ 夜門を叩き物を借る占ひ

冬夕酉の時先生子と、同く爐を擁して坐す。門を叩くものあり。一聲にして止む  
 繼いで復叩くこと五聲す。且つ物を借らんと欲す。先生借る所を言ふを緩るくせ  
 しめ、其の子をして試みに借る所のは何物ぞやと占はしむ。一聲を以て乾に  
 屬し、上卦となし。五聲を以て巽に屬し、下卦となす。又一乾と五巽と共にして六數  
 なるを以て酉の時の十數を加へ總て十六數を得。二六一十二を除き、零る四數を

得。動爻となす。是を、天風姤の四爻變となす。巽の互は重乾を見る。卦中二乾金二巽  
 木二體のみ。乾を剛金となし、巽を長木となす。

断に曰はく、其の子云はく、金は短かくして木は長し。借る所のものは必ず鋤  
 ならんと。先生曰はく、但だ鋤にはあらず。必ず斧を借るならん。之を問ふ。曰はく、  
 果して斧を借るなり。子の曰はく、何を以ての故ぞ。先生曰はく、數を論すれば又  
 須らく理を論すべし。卦を以て之を論せば、鋤も亦可なり。理を以て之を推すに  
 夜曉し、安んぞ鋤を用ひん。斧を借る是なり。蓋し斧は柴を劈くに切なるのみ。大  
 しと數を論すれば又須らく理を明かにすべし。斯れを切占の要となす。數を論  
 ずれば  を論せざれば明かならざるなり。學者宜しく兼ねて之を諳るすべし。

二 牛の哀鳴する占ひ

癸卯の日、午時牛あり。坎の方に哀む。聲極めて哀し。因つて之を占ふ。牛を坤に屬  
 し。上卦となし。坎の方を下卦となす。地水師を得たり。坤八坎六を以て午七を加へ、  
 二十一の總數となす。三六十八を除きて零る三數を得。動爻となす。是を師の六三  
 となす。易に曰はく、師或は尸を喪す。凶なり。是れ易の辭凶なり。卦は師を得たり。變

升の互は震坤を見る體となす互變俱に之を尅す並びに生意なし。

斷に曰はく此牛二十一日の内必ず屠殺に遭はんと果して後に二十日一人あり來つて此牛を買ひ宰して以て匠衆を犒ふ悉皆之に應ず。

假令ひ學問的に占驗の理を考察せんとするも吾人は此れ以上に其の所謂實例なる者を引用するを要せず梅花心易の占法なるものが如何程の價値あるものなるかは要するに讀者各自の見積りに由るより外なかるべきのみ。

即ち占筮は必ずしも一定の法則あるにあらず其の時に臨みて之を判斷するのみ殊に邵子父子占ひを異にせるは同じ卦に對しても判斷の異なるものあるを知るべし然らば則ち中る中らぬといふことは一は常識又は所謂頓才の發達如何に由る者と見るべし二人同じく明日の天氣を占しても二人共に異なる卦を得べく而して二人共に異なる占ひをなすべし乃ち何れを以て中るべしとなすか故に曰はく中ると中らざるとは其の事あつて後の事なりと易其れ自身に於ては吾人は今日の思想に於て其中るとの根據を發見すること能はず又中らざるとの根據をも發見すること能はざるなり中ると中らざるとは其場の

ことなり乃至其人のことなり故に常識の發達して微細のと一より能く其の結果を推測するが如き能力ある者は必ず能く適中し得べきのみ其人を待て然る後行はるゝは易に於て然りとす岡白駒の開口新話に左の一句あり。

算卦先生臨岐問路農夫農夫曰子非賣卜先生耶臨岐不能斷從何以爲人卜筮爲算卦先生曰吾既筮之繇云當問農夫是以問爾。

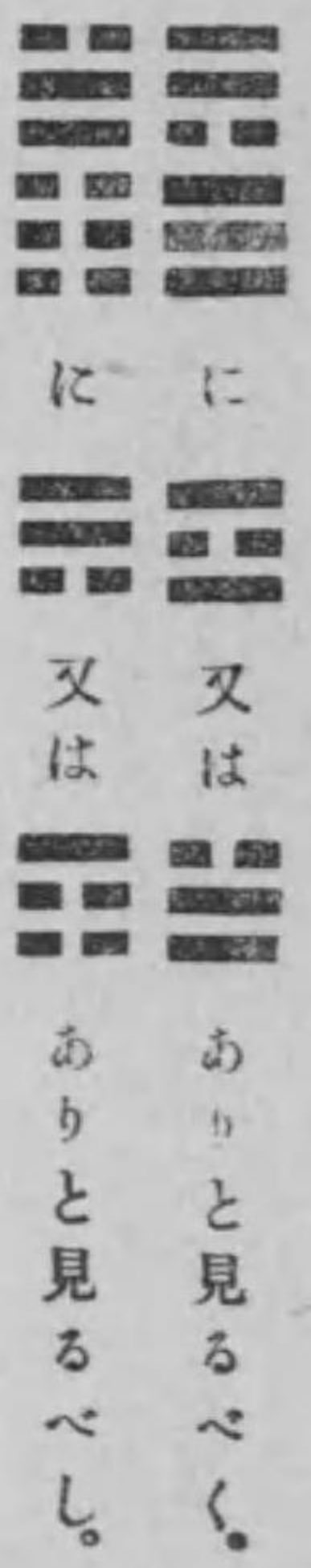
蓋し賣卜者頓才の一端を示めしたるものなるべし或は文字占をなすものありといふ例へば田有禽の句に付いて田の字は戸棚に似たりとなし遺失物の戸棚に在ることを豫言するが如き是れなり然れども恐くは今此に擧るの要なかるべし。

### 第三章 占筮法の原理

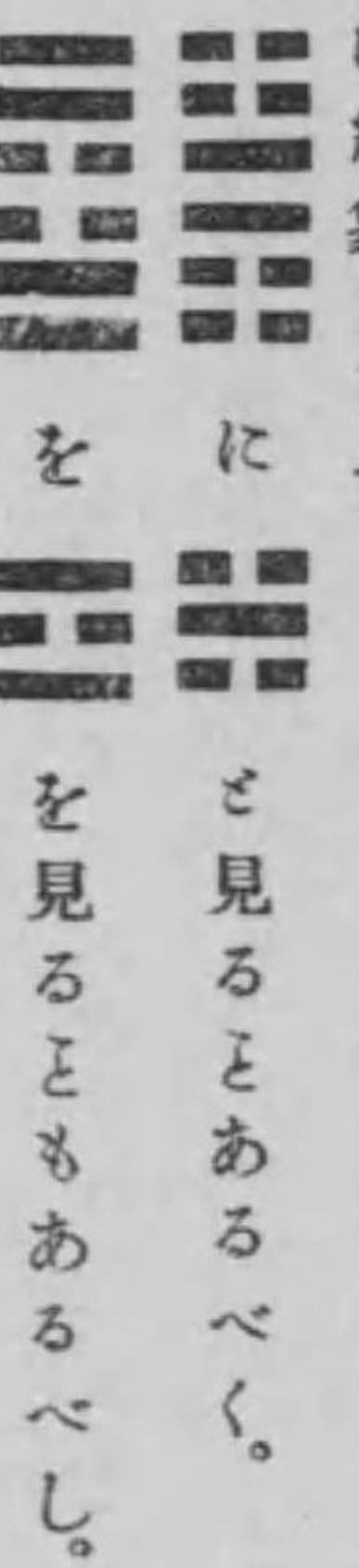
#### 第一節 占筮の原理(一)

未來未知を知ること可能なりや、易は古來占筮のために用ひられし者なり。如何にして占筮し得べきか。先づ第一に六十四の各一が宇宙一切現象を網羅することを許さざる可らず。此の方法如何にして出來得べきか。大凡そ左の如し。

一、八卦各々象あり、融通すべからず。口は乾に求むべからず、馬は離に求むべからず。雞は之を離に求むべし、龍は之を震に求むべし。此く融通すべからざるものとすれば到底占筮の餘地なきなり。雞をトして乾の出ることあるべく、豕をトして坤の出ることあるべく、乃至は長女をトして離の出ることあるべく、長男をトして中男の出ることあるべければなり。然るに融通の道あり、互體約約是れなり。彼の梅花心易が多く互體を取れるを以て見るべし。例へば



或は約象として



或は一爻に就いて一卦の義を取り。

の九三を以て震の一陽と見るともあるべし。

此くすれば則ち殆んど至らざる處なきが如くなれども易の義を取るや極めて多方面なり。但だ變の行く處にすとは易の根本原理なり。或は又變爻に就いても意味を取り得べし。

此くの如くなるが故に、卦の象よりするも六爻卦の各一は無數の卦象を包蔵するものと見るとを得べきなり。占筮の出來得べき條件の一は此にあり。

#### 第二節 占筮の原理(二)

次に周易の經文より考ふるに其の文句は又如何にも之を解釋し得べき者少からず。例へば蠱の卦

元亨利涉大川。先甲三日。後甲三日。

といふは一種の謎なり。故に何んぞにても之を解釋し得べきことは占筮に取りて最も好都合なる條件なり。更に文字の占をなすものは

田有禽

の田を戸柵と見ることあるべく

先甲三日

の甲を人と見ることもあるべく、或は三の字に重きを置いて直ちに取りて占ふこともあるべきなり。要するに此れ等は占筮のために好都合な一條件たらずんばあらず。周易經文には

貞吉

貞凶

等の句多し。此れ等は尋常の事をいふ。真正なれば吉とか、貞なれども凶とかい

ふことにして別に妙味なし。故に此れ等の言葉丈にては占ひをなすに足らず。殊に周易經文には凶といふ處甚だ少し。經文丈にては到底以て占ふに足らざるなり。種々なる方面より之を解釋するの必要ある所以なり。

### 第三節 占筮の原理(二)

六十四卦の各一が宇宙一切の現象を包蔵すとなすは占筮の起り得る所以なり。然れども、遇ふ所の卦(遇卦本卦得卦ともいふ)を以て根本となし、之れにて占筮するなるが故に得る所の卦は兎に角、其の何なるにせよ、其の現象の意味を發揮したるものと解せざる可らず。此れ即ち易の斷定なり。然らば此斷定は如何にして出來得べきかといふに、後世の筮儀にては皆神明の力を借るとなす。儀禮以下然り。然れども此れ易と宗教思想とを混合したるもののみ、易本來の意味に於ては天地自然の進動を計算したるものなり(次節を参照すべし)。即ち得卦ありて、其の象あり、其象は宇宙一切の現象に關係するものなりと雖も、何等か其場合一種の象として斷定せられざる可らず。此點に於ては易は徹頭徹



尾不得要領に終るものにあらざるなり。

然るに二度占ふ時は二度共に別卦を得、三度占ふ時は三度共に別卦を得るは火を睹るよりも明かなり。然らば何れに従ふて可なるや。蒙に云はく、

蒙亨。匪我求童蒙。童蒙求我。初筮告。再三瀆瀆。則不告。利貞。

再三に及べば則ち告げずといふなり。神を瀆すが故に神告げずとも解すべきも、亦一方に於ては易が一種の運命觀を取りし者とも亦之を解すべきなり。

#### 第四節 占筮の根底

以上は占筮の出来得べき根本的條件なり。然らば如何なる原理に本づきて占筮が出来るか。余は嘗て一小論文、易と人生に於て委細に之を論究せり。由りて今其の全文を引用せん。

占筮は未來の現象を知らんとする者である。故に曰はく占事知來下繫第十又曰はく遂知來物上繫第五と又曰はく極數知來之謂占說卦第三と來は即ち未來である。占筮の司る所を見るべきである。又曰はく

數往者順。知來者逆。是故易逆數也。

往を數ふるとは過去を知るの意にあらすして筮竹を數ふるとを謂ふ。筮竹を數ふるは則ち過去の因果的連絡を踪蹤するに象るのである。是れより一直線に進むて未來なる某の現象を知らんとす。即ち本文は未來を知ることを言ふたのである。然るに未來に關する「逆」なる文字より直ちに「是故易逆數也」と言へるを以て見れば占筮の未來にあるを知るに足る。又曰はく。

夫易彰往而察來。而顯微闡幽。開而當名。辨物正言。斷辭則備矣。

彰往は即ち筮竹を數ふるに外ならない。易の占筮は過去の進動より推して以て未來を知らんとする者なること此れ等の引用文によりて明かである。然らば占筮の此の思想は易の哲學より如何にして起り來るか。云ふに宇宙生成の思想よりする者に外ならない。易の哲學は宇宙生成動の進を以て太極、兩儀、四象、八卦となす自然現象を指すのである。八卦を重ねたる六十四卦は社會に於ける六十四の状態を示す者而して今占せんとする某の現象は其の中の何れか一に該當すとなす即ち某現象即ち六十四卦の或る

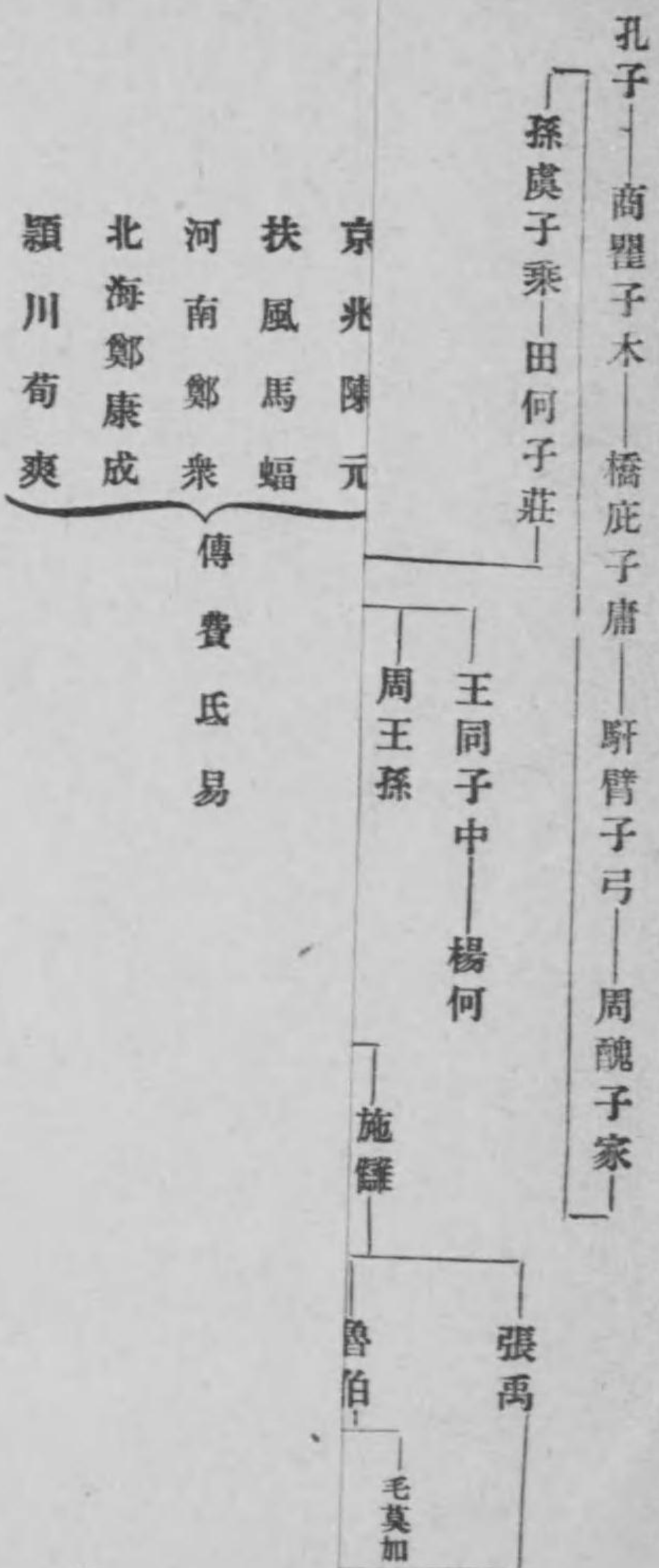
一個は、太極兩儀四象八卦の順序を経て生成せし者となさざるを得ない。是れ易の哲學にありては正當なる思想である。

天文學に於て日月の蝕を豫測するは自然の法則を數ふるによる。易も亦宇宙生成の自然の法則を數へて以て未來を豫測せんとするものである。此の「數ふる」と云ふことが易の作者に取りては占筮の正確なる所以の基礎と思はれたのである。故に十翼の中、數なる文字は屢々用ひられた。易の作者以爲らく太極陰陽四象八卦の順序を追ふたる者なるが故に正確にして誤りなき者である。然れども今日より見れば重卦を得る所以の此の方法は易の作者の符號にして知らざる者より見れば必ずしも宇宙自然の法則を數ふる者とは思はれない。又天文學が計算によりて未來を豫測し得るは具體的事實に對する具體的の計算によるがためであるが易の占筮にて宇宙自然の進動を數ふるとすれば此れ一般的の計算法にして隨て某の具體的現象を豫知することは出來ない譯だ。進化論と比較して之を示さんに進化論は教へて曰はく、無機物の後に有機物あり、有機物の後に精神あり、精神の後に

人類あり、人類には幾種ありと、若し人あり、無機有機精神人類の四階段を或有形的方法によりて想像し、而して後我出でたりとなさむか。此れ進化論を其儘心に反覆せるに外ならない。今占筮が一二四八の順序を説くも亦單に易哲學を心に反覆せるに外ならない。進化の一般の四階段を如何に心に反覆するも某の現象は指名せられない。占筮法によりて重卦を得たりとするも其の重卦は一般の理論を指すもので某の現象を指すのではない。但だ占筮は之を以て某の現象を指すとなす。若し某の現象を指すものとするれば各一現象は二四八の順序を経て作られし者となさざる可らず。此二四八は其現象の原因なるが故に具體的ならざる可らず。若し具體的となさば占筮せんとする刹那に於て己に今の占筮は普遍的なる意味ある者でなく、某具體的因果關係を示めず者となさざるを得ない。是れ易の占筮の唯一の核で、其理論的方面より言はんか、天地の數五十五を弄びつゝありし間に、一面には天文が數學的に未來を豫見することに思ひ及び、又他の一面には天地間の進動は陰陽の分裂を以て根抵となすことに思ひ至り、此に占筮法を生じ來

# 易の原理 及 占筮終

易の原理及占筮  
つたのである。  
乃ち占筮の原理は此に至りて最も明かなり。

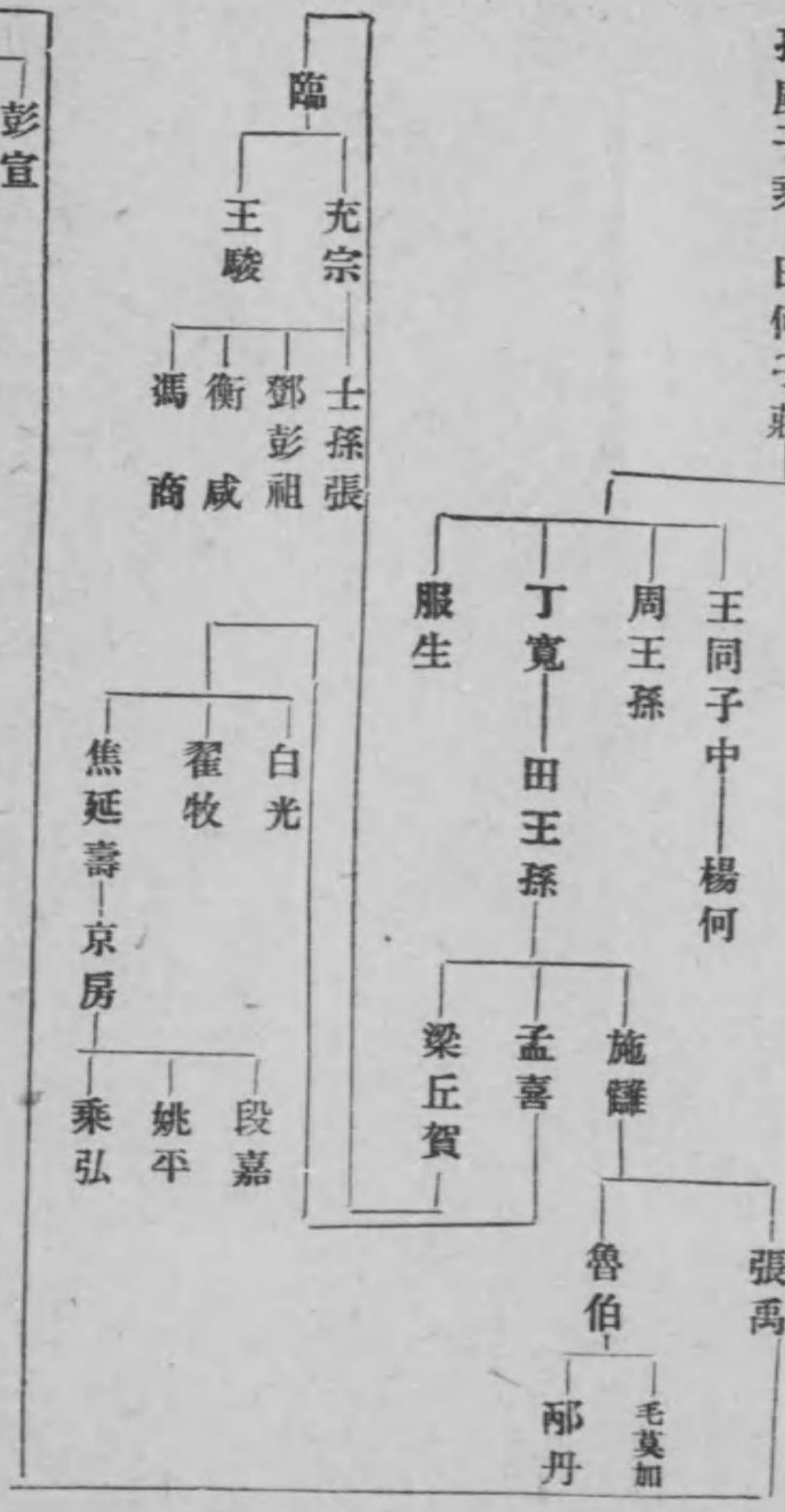


(劉) 表  
(虞翻) 陸績

永嘉之亂施氏梁丘之易亡。孟京費之易。人無傳者。  
唯鄭康成。王輔嗣所注行於世。而王氏爲世所重。  
其繫辭已下。王不注。相承以韓康伯注續之。

# 易の原理 及占筮終

孔子—商瞿子木—橋庇子庸—野臂子弓—周醜子家—  
孫虞子乘—田何子莊



彭宣—戴崇—戴賓—戴軼—劉昆

費氏學、本以古字、古文易、  
象象繫辭文言解說上下經、  
後漢時費氏與高氏微、

費直—王瓚

自言出丁將軍

高相—相—子康  
母將永

田何—大義同

楊叔元—  
丁將軍

京氏

後漢 戴孫 戴憑  
漢 魏 孫 期 滿  
(易氏京傳)

京兆 陳元  
扶風 馬 蝠  
河南 鄭 衆  
北海 鄭 康 成  
穎川 荀 爽  
傳 費 氏 易

(劉 表)

(虞 翻)(陸 績)

永嘉之亂施、氏、梁、丘之易亡。孟京費之易。人無傳者。  
唯鄭康成、王輔嗣所注行於世、而王氏爲世所重。  
其繫辭已下。王不注。相承以韓康伯注續之。

大正五年十二月一日 印刷  
 大正五年十二月十五日 發行  
 大正六年二月十七日 再版發行  
 大正八年四月一日 四版發行

易の原理及占筮奥附  
 定價 金貳圓八拾錢

不許  
 複製

版權所有

著者 遠藤隆吉

東京市日本橋區大傳馬鹽町十八番地

松崎善太郎

東京府下巢鴨村二千六百三十九番地

發行者 巢園學舎印刷部

印刷所

發行所

東京市日本橋區大傳馬鹽町十八番地  
 電話替口座東京一〇七〇八番  
 神田一四〇六番

明誠館

IF 3078

終

